

令和元年 第2回

身延町議会定例会会議録

令和元年6月10日 開会

令和元年6月14日 閉会

山梨県身延町議会

令和元年

第2回身延町議会定例会

6月10日

令和元年第2回身延町議会定例会（1日目）

令和元年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）
日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 報告第3号 平成30年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 報告第4号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第8 議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第9 議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
日程第10 議案第47号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第48号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第49号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第56号 財産の取得について
日程第20 議案第57号 財産の取得について
日程第21 議案第58号 財産の取得について

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第23 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	笠井 祥一
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	村野 浩人
会 計 管 理 者		穂坂 桂吾	企 画 政 策 課 長	高野 博邦
交 通 防 災 課 長		千頭和康樹	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		小笠原正人	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		熊谷 司	観 光 課 長	佐藤 成人
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	内藤 哲也
建 設 課 長		望月 真人	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		水上 武正	下 部 支 所 長	望月由香里
身 延 支 所 長		鈴木 利規	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
施 設 整 備 課 長		羽賀 勝之	生 涯 学 習 課 長	深沢 教博

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野 和紀
録音係 深沢 泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

今議会は令和に入り最初の議会となります。新たな元号を迎えるとともに、気の引き締まる新鮮な思いでもあります。

令和元年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表す次第であります。

本定例会に提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するもので、慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、当議会におきましては昨年同様に地球温暖化防止および省エネ対策に取り組むために本日から10月31日までの間、上着、ネクタイの着用は自由とします。

執行部におかれましても同様としますので、ご了承願います。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

8番 河井 淳君

9番 芦澤健拓君

10番 福與三郎君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの5日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件についてはお手元に配布のとおり報告4件、条例案5件、補正予算案6件、財産の取得3件、人事案件1件の合計19件が提案されています。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知の

ありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、今定例会までに受理した請願はお手元に配布しました請願文書表2件のとおりです。請願は所管の総務産業建設常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

次に3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事報告書により報告としますのでご了承を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

議長より許可をいただきましたので開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和元年身延町議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたく、お礼を申し上げます。

新たな時代であります令和元年が幕を開けました。万葉集から典拠した令和には、人々が美しい心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められているそうです。

町民の皆さまお一人おひとりにとりまして、希望に満ち清々しく和らいだ心の中で素晴らしい時代が築かれますよう、決意を新たに住みよいまちづくりを進めてまいります。

さて、去る5月19日には身延町にとりまして、大変うれしい出来事がありました。

皆さんご存じのとおり第70回県市町村対抗軟式野球大会が開催され、本町チームが2年ぶりに王座を奪還し、令和初であり、また第70回という記念すべき年に三度目となる優勝を果たしました。昨年、準決勝で敗れた悔しさをばねとして勝ち取った優勝は、新時代の幕開けと共に輝かしい栄冠であったと思います。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず平成30年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

平成30年度一般会計および特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となる見込みでありますことをご報告いたします。

なお、決算の詳細につきましては、9月定例会においてご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

次に生活支援体制整備事業の推進についてであります。

少子高齢化が進み地域とのつながりが希薄化し、家族・世帯のあり方が変化する中、本町を取り巻く環境も大きく変化してきております。

このような状況において、町民の皆さまが高齢者になっても安心して暮らしていける地域をつくるためには、行政の力だけでは限界があります。これからはまさに地域の力、支え合いの力が必要となる時代が到来したと考えております。

本町では昨年11月に身延町地域支え合い協議会を立ち上げ、町全体の課題として話し合う第一層、地域支え合い協議会と、より細やかな地域問題を話し合う地域を単位とした第二層、地域支え合い協議会とに分類して設置し、年齢を重ねても安心して暮らすことができる地域づくりを推進しているところであります。

現状としましては中富、身延、下部の旧町単位の第二層協議会が設置され、5月から順次公民館、分館単位の地区説明会を開催している状況です。

さらに将来的には各区を単位とする活動へと発展させ、地域住民が自分事として捉え、支え合い、助け合いに一步踏み出せるように支援してまいりたいと考えております。

次に連携型中高一貫教育についてであります。

本町の身延中学校と南部町立南部中学校では、県立身延高等学校との連携型中高一貫教育を予定どおり本年度から正式導入いたしました。

中高6年間の一貫した教育を通じ、確かな学力と豊かな人間性を育み地域と協働してキャリア教育を進め、次代を担う人材を育成することを目的に本年度は12の中高一貫教育事業が計画されております。

町といたしましては、身延中学校へのきめ細やかな人員配置にも務め、連携型中高一貫教育の目的を尊重し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次にみのぶ自然の里についてであります。

みのぶ自然の里につきましては、昨年2月にオープンし、実質本年度が2年目の運営となります。今年の4月、5月の宿泊者数は459人で昨年度の同期の宿泊者数264人と比べて195人、約74%の増となり、まずまずの滑り出しを見せております。

昨年、ご利用いただいたお客さまからのアンケートからも高い満足度がうかがえ、施設の立地にかかるアピールポイントであります里山、田舎、自然などが首都圏や中京圏から来られたお客さまに受け入れられており、多くのリピーターの方々にお越しいただいたことや連泊でのご利用をいただいたことが利用者の増加につながったものと思われまます。

今後も利用者の増加につながるよう、町といたしましてもしっかりと支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に身延町合併15周年記念事業についてであります。

今年度は合併15周年を記念いたしまして、各種の記念事業が予定されております。

9月14日、土曜日には記念式典を予定し、合併後の町政推進にご尽力いただいた方々のご功績を称えた顕彰式の実施。また現在、制作中の町の歌を披露させていただくことも考えております。

町内の小中学生を対象に合併記念、作文、絵画コンクール、木喰物再現事業、記念スポーツイベント、記念誌発行、記念講演として「出張なんでも鑑定団」の公開収録が計画されております。「なんでも鑑定団」開催にあたっては、現在お宝を募集中ですので、議員の皆さまをはじめ多くの町民の皆さま方からの応募をお待ちしております。

合併15周年を機会とし、さらなる町民の皆さまの一体感の醸成につながることを期待したいと考えます。

次に第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります。

平成27年度に策定いたしました身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、今年度が最終年度となり、現行の総合戦略を検証する中で令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とした5カ年計画となる第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたします。

今後、策定に向けた総合戦略推進委員会を設置するため、委員の選任、また庁内プロジェクトチームの設置などを予定しております。

議会におかれましても、今後のまちづくりの重要な施策となります第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、ご理解とご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

町では3月31日に定年退職者7名、中途退職者3名の10名が退職され、4月1日付けで新人7名を採用いたしました。また新たに笠井祥一氏を副町長に、保坂新一氏を教育長に迎え新年度がスタートをいたしました。

私たちは、みずからの責任と判断でみずからのまちづくりを行っていくことが求められております。一刻の立ち止まりも許されないことを肝に銘じ、職員全員が全力で頑張っておりまして、町民の皆さまや議員の皆さまのご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

以上の2議案については、条例の報告案件ですので一括して町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第1号、第2号についてご説明申し上げます。

まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項につきましては1. 身延町税条例等の一部を改正する条例であります。

1枚おめくりいただき、専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

身延町長 望月幹也

1. 身延町税条例等の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例等の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分する。

次に報告第2号、同じく専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項につきましては1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

身延町長 望月幹也

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分する。

なお、内容につきましては税務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に報告第1号および報告第2号の内容説明を求めます。

小笠原税務課長。

○税務課長（小笠原正人君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例等の一部を改正する条例)について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の改正には、「により」を「によって」に改めるなどの言い回しの改正や条例中に引用している法令等の改正による条ずれ、項ずれによる条番号などの字句の改正などがありますが、内容の変わらないものにつきましては、説明を省かせていただきます。

また、今回の改正の理由であります地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されていますので、元号につきましては平成で統一して説明いたします。

まず1としましては子どもの貧困に対応するため、単身児童扶養者にかかる個人町民税の非課税措置の追加であります。

単身児童扶養者とは、児童扶養手当を受けており、当該児童と生計を一にしている父または母のうち婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者で、事実婚状態でない者であります。この者の前年の合計所得金額が135万円以下である場合は、非課税措置の対象とするものであります。

次に2の個人町民税にかかるふるさと納税の見直しであります。寄附金税額控除の対象となる寄附金について、次の基準に適合する都道府県等、これに市町村も含まれますが、として総務大臣が指定する都道府県知事等に対する寄附金に限定されたものです。

基準につきましては、まず寄附金の募集が総務大臣の定める寄附金の募集の適正な実施にかかる基準に適合していること。かつ返礼品を送付する場合には、寄附金額の100分の30に相当する金額以下とすること。かつ返礼品は地場産品とすることとし、以上の寄附金を特例控除対象寄附金として寄附金税額控除の対象に限定したものであります。

次に3につきましては、給与所得者が年末調整を受けた者の住民税申告の簡素化を規定したものであります。これは給与所得者で年末調整を受けた者が所得税の確定申告を提出したときに年末調整と同額の所得控除の合計額のみを記載した場合には、町民税の申告書につきましても控除額の合計額の記載によることができることとしたものであります。

次に4につきましては、給与所得者または年金受給者が1で説明した単身児童扶養者に該当する場合には給与所得者、または年金受給者の扶養親族等を申告書にその旨を記載することを規定したものであります。

次に5につきましては、資本金1億円以上等の大法人の町民税の申告につきましては、平成32年度から電子申告が義務付けられております。電子通信回路の故障や災害等の理由により電子申告が困難な場合において、町長の承認を受けたときは申告書等の書面により提出することができることとしたものでございます。

6につきましては、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除ですが、この概要は所得税で控除しきれなかった税額控除額を町民税の所得割から控除するものですが、(1)としてその適用年度が平成45年度まで延長されました。これは所得税法等の改正により消費税10%で購入した住宅に平成31年10月1日から平成32年12月31日の間に居住した場合、控除期間が3年間延長され13年度間、控除することとなったからであります。

(2)は(1)と同じ条件で購入・居住した場合の延長された控除期間の税額控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の4.2、この金額が8万1,900円を超えた場合は8万1,900円と規定したものであります。

(3)は町民税の納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があることが町民税にかかる税額控除を受ける要件でありましたが、これを不要としたものでございます。

(7)につきましては、高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋にかかる固定資産税額の減額措置の適用を受けるための申告手続きについて規定したものであります。

(8)につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するものです。

(1)の改正する条例の第1条による改正は軽自動車税の経年車重課、平成18年3月31日までに初回車両番号指定を受け、環境負荷の大きいものは税率を重課するものでございますが、これを平成31年度に限ったものでございます。これにつきましては、平成32年度以降は軽自動車税の種別割と種別割の字句が加わるためでございます。

また平成29年度の軽課、軽課というのは排ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて税率を軽減するものでございますが、この規定を削除したものでございます。

(2)の第2条による改正は、平成32年度分以後の経年車重課について種別割の事項を加え平成32年度以後にも対応できるよう規定を整備し、平成32年度、平成33年度分の種別割の軽課の規定を新設したものであります。

(3)の第3条による改正は平成34年度、平成35年度の軽自動車税の種別割の軽課を電気自動車等に限定した上で新設したものであります。以前はガソリンの自動車でも排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについては、軽課の対象となっておりました。

次に(9)につきましては、10月1日から導入されます軽自動車税の環境性能割について、消費税率の引き上げへの対応として軽自動車税の取得時の負担を減らすため、特定期間、平成31年10月1日から平成32年9月31日の間に取得されました自家用の乗用車の税率が100分の1の区分の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設したものでございます。

(10)につきましては、(9)と同じく消費税引き上げの対応としまして、特定期間に取得された軽自動車の自家用の乗用車の環境性能割の税率100分の2の区分を100分の1とする臨時的軽減の規定を新設したものであります。

施行期日につきましては、原則平成31年4月1日から施行します。

ただし、1につきましては平成33年1月1日から、2につきましては平成31年6月1日から、3および4につきましては平成32年1月1日から、5につきましては平成32年4月1日から、8の(2)、9および10につきましては平成31年10月1日から、8の(3)につきましては平成33年4月1日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

続きまして、報告2号の専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)につきまして、議案説明書に基づき説明させていただきます。

3ページをお開きください。

背景としましては、高齢化の進展等により医療給付費等の増加が見込まれる状況において高所得者の方により多くの負担をしていただき、低所得者への軽減措置を拡充したものでございます。

改正の内容は、まず1の課税限度額の引き上げでございます。基礎課税限度額、いわゆる医療保険分の課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げる改正でございます。これにより後期高齢分と介護分との合計の課税限度額が「93万円」から「96万円」に引き上がり、高所得者からの国保税の増収が見込まれます。

次に2は国保税の減額措置にかかる軽減判定所得の算定方法の規定を整備したものでございます。具体的には均等割額と平等割額の5割、2割軽減の判定に用いる所得基準を引き上げる改正です。5割軽減の対象となる判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を「27万5千円」から「28万円」に、2割軽減につきましては「50万円」から「51万円」に引き上げる改正でございます。これによりまして、判定に用いる所得基準が引き上がりますので、軽減の対象となる世帯が拡充されることになります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日からでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第6 報告第3号 平成30年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第4号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上の2議案については、報告案件ですので一括して町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは報告第3号、第4号についてご説明申し上げます。

報告第3号は平成30年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。また報告第4号は平成30年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。それぞれ地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

なお、報告の内容につきましては、財政課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(柿島良行君)

次に報告第3号および報告第4号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

報告第3号 平成30年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成30年第4回および平成31年第1回定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいているものであります。

1ページをお開きください。

2款7項国土調査費の地籍調査事業2, 322万9千円を繰り越しました。この事業は平成30年度国の第2次補正予算に伴う繰り越して、調査対象箇所は大城第2調査区であります。

4款3項簡易水道運営費の簡易水道事業特別会計繰出金905万7千円を繰り越しました。この繰り越しは身延町簡易水道事業特別会計における繰越明許費事業に伴うものであります。

6款1項農業費の県営中山間地域総合整備事業負担金3, 885万円を繰り越しました。この事業は事業主体である県の明許繰越に伴ったものであります。

また同項土地改良施設改良事業補助金240万円の繰り越しは、農業用水取水施設等改修事業への補助事業で、対象者は下山新町水利組合および根子水利組合であります。

6款2項林業費の損害賠償請求訴訟業務73万円を繰り越しました。この繰り越しは林道折八古関線の林道施設破損にかかる損害賠償請求訴訟において、訴訟準備に不測の日数を要したためであります。

また同項林道改良事業464万7千円の繰り越しは、台風災害の影響により林道富士見山線舗装改良工事を繰り越したものであります。

8款2項道路橋梁費の道路改良事業2, 280万円を繰り越しました。対象となる路線は町道西村平線、町道大道市之瀬線となり、関係機関、地権者との協議に不測の日数を要したことおよび施工箇所の法面の崩壊等に伴い、工法検討に不測の日数を要したことにより繰り越すものであります。

また同項社会資本整備総合交付金事業5, 700万円の繰り越しは、主に河川協議や施工箇所の工法検討に時間を費やしたことから、同事業の町道田原鴨狩線道路改良工事、ならびに天白橋ほか5橋の橋梁修繕工事を繰り越すものであります。

11款1項農林水産業施設災害復旧費の農林水産業施設災害復旧事業1, 730万円を繰り越しました。対象となる路線は欠草里農道であります。

また11款2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業4, 540万円を繰り越しました。対象となる路線は町道静川大須成曙線となり、2件の繰り越しは昨年の台風24号に伴う災害復旧事業で標準工期を確保し、繰り越すものであります。

繰越額合計は2億2, 141万3千円で、未収入特定財源の内訳は国県支出金8, 129万9千円、地方債1億900万円となり一般財源は3, 111万4千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

以上、報告第3号の内容説明とさせていただきます。

続きまして報告第4号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について内容説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成30年第4回定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいたものであります。

1 ページをお開きください。

2 款 2 項簡易水道建設費の久那土古関簡易水道事業 1, 9 8 2 万 1 千円を繰り越しました。この事業は関係機関との協議に不測の日数を要したこと、ならびに地域住民の交通確保のため繰り越しをしたものであります。

同項身延中央簡易水道事業 2, 5 6 8 万円を繰り越しました。この事業は J R 東海との協議、許認可等に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

また同項大島簡易水道事業 1, 4 3 1 万 5 千円を繰り越しました。この事業は中部横断自動車道の関係機関との協議、ならびに県との河川協議、許認可等に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

繰越額合計は 5, 9 8 1 万 6 千円で、収入特定財源は 9 9 5 万 2 千円となり、未収入特定財源の内訳は国県支出金 7 6 0 万 7 千円。地方債 3, 3 2 0 万円。その他 9 0 5 万 7 千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

以上、報告第 4 号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第 8 議案第 4 5 号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 9 議案第 4 6 号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について

日程第 1 0 議案第 4 7 号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第 1 1 議案第 4 8 号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 4 9 号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上の 5 議案は条例案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第 4 5 号から議案第 4 9 号までについて提案理由を説明申し上げます。

まず議案第 4 5 号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

身延町森林環境譲与税基金条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税の使途に応じて基金として積み立て、適正に管理・運用するため身延町森林環境譲与税基金条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 4 6 号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、身延町介護保険条例等の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第47号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、町営駐車場の使用料及び使用料金限度額を改正するため、身延町町営駐車場条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第48号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、加入負担金等の料金を改定するため、身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第49号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。なお、内容につきましては各担当課長、支所長がそれぞれ説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第45号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について内容説明をさせていただきます。

議案説明書4ページをお開きください。

提出議案であります本基金条例の制定に至る背景等について、ご説明いたします。

森林環境譲与税は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備および、その促進に関する費用に充てることとされていますが、計画に基づき複数年にわたる効率的な事業実施を図るため、身延町森林環境譲与税基金を設置し資金管理を明確にしようとするものであります。

条例の内容であります第1条では基金の設置目的を。第2条では基金への積み立てる額を。第3条では基金に属する現金の管理を。第4条では基金運用益金の処理を。第5条では基金に属する現金の繰替運用。第6条では基金の処分を。第7条では規則への委任についてそれぞれ

規定しております。

また附則により、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第45号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第46号の内容説明を求めます。

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

それでは議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の5ページをお願いいたします。

まず、背景等について説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部が実施されております。

今年10月の消費税10%への引き上げの実施が予定されております。これらを財源にしてさらなる軽減強化が行われます。

内容としましては、身延町介護保険条例の一部改正ということで、令和元年度および令和2年度の保険料率について次のとおりといたします。

保険料の軽減強化であります。

第1段階について保険料基準額に対する割合を「0.45」から「0.375」に軽減いたします。具体的な金額としましては「3万5,620円」が「2万9,680円」に軽減されます。

第2段階につきましては、保険料基準額に対する割合を「0.75」から「0.625」に軽減いたします。「5万9,370円」が「4万9,470円」に軽減されます。

第3段階につきましては、保険料基準額に対する割合を「0.75」から「0.725」に軽減いたします。「5万9,370円」が「5万7,390円」に軽減されます。

第2条としまして、身延町介護保険条例等の一部改正ということで、元号を改める政令の施行に伴い表記の改正をいたします。

「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改めます。

なお、施行期日ですが保険料の軽減につきましては公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用いたします。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第47号の内容説明を求めます。

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それでは説明させていただきます。

議案説明書の6ページをご覧ください。

議案第47号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、消費税引き上げに伴い、消費税は価格への転嫁を通じて最終的に

消費者に負担していただくことを予定している税であることに鑑み、使用料に消費税額を加えることについて改正する必要があるものでございます。

背景としましては消費税の引き上げに伴い、町内の駐車場の使用料について改正する必要があるものでございます。

内容につきましては消費税の引き上げに伴い、また今後の税改正が生じた場合を考慮し、使用料の表記を使用料に消費税を加えた額の表記から、使用料金に消費税法に定める消費税率を乗じて得た額および地方税法第72条の83に定める地方税率を乗じて得た額を加えた額の表記とさせていただきたいというものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行するというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第48号の内容説明を求めます。

望月下部支所長。

○下部支所長（望月由香里君）

議案第48号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。

議案説明書8ページ、また参考資料、新旧対照表38ページから41ページまでを併せてご覧いただきますようお願いいたします。

背景としましては、本年10月1日に実施予定となっている消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、維持管理費等が値上げされることから当該値上げ分の影響を適正に使用料等に転嫁する必要があります。このため、加入負担金等について現行の8%の消費税額を含めた総額表示により規定している身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例における消費税関連の条項について改正する必要があるが生じました。

内容としましては、身延町下部奥の湯温泉条例につきましては、第8条第1項に規定する加入負担金、第9条に規定する名義変更料および第13条第1項に規定する使用料については、現行の消費税を含めた金額の条文となっているため、消費税法等の改正に伴う税率の変動に対応できる条文に改正するとともに、加入負担金等について消費税額を含めない別表を新たに追加するものです。

次に身延町地域情報通信施設条例につきましても、第8条第1項に規定する加入負担金および第9条第1項に規定する使用料について、現行の消費税額を含めた金額の別表となっているため、第8条第1項、第9条第1項および16条第3号中の条文を改正するとともに、別表については消費税額を含まない金額とし、消費税法等の改正に伴う税率の変動に対応できる条文に改正するものです。

施行期日は令和元年10月1日です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第49号の内容説明を求めます。

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

議案第49号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条

例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の9ページをご覧ください。

条例改正の背景ですが、技術士を施行規則の一部改正により、技術士試験第2次試験の上下水道部門の選択科目のうち、「水道環境」が削除されたことに伴い、水道法施行規則第9条第3号に定める布設工事監督者の資格要件が改正となったため、水道の布設工事監督者および水道技術管理者に関する資格要件について、所要の改正を行う必要が生じたものであります。

条例改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表42ページをご覧ください。

条例第3条第1項第8号中「又は水道環境」を削るものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開を10時15分とします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（柿島良行君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

-
- 日程第13 議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の6議案は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第50号から議案第55号までの平成31年度補正予算6議案について、ご提案を申し上げます。

議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）について、議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、平成31年度補正予算案については以上でございます。

なお、議案の内容につきましては財政課長より説明を申し上げますので、よろしくお願ひい

たします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第50号から議案第55号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第50号から議案第55号までの令和元年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元に配布いたしました概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,461万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億271万8千円といたしました。

歳入予算について、主な増減の理由についてご説明いたします。

2款3項森林環境譲与税を1,167万円増額いたしました。この増額は国の制度改正に伴い町への譲与額が示されたことによります。

15款2項1目総務費国庫補助金、民間資金等活用事業調査費補助金935万円を計上いたしました。これは健康増進施設PFI導入可能性調査業務委託へ充当するもので、財源組み替えということになります。補助率は10分の10でございます。

同項2目民生費国庫補助金、地域生活支援事業費等補助金66万4千円を計上いたしました。就学前の小学時発達支援の無償化に伴うシステム改修業務へ充当するものでございます。補助率は10分の10でございます。

同項2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金173万8千円を計上いたしました。幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援システム改修業務への充当でございます。補助率は10分の10です。

同項3目衛生費国庫補助金、特定感染症検査等事業費補助金40万5千円を計上いたしました。風疹抗体検査業務への充当でありまして、財源組み替えの財源といたします。補助率は2分の1です。

16款2項5目商工費県補助金、富士の国やまなし観光振興施設整備費補助金492万5千円を計上いたしました。総合文化会館駐車場舗装工事へ充当するもので、これも財源組み替えの財源といたします。

2項7目教育費県補助金部活動指導員任用事業費補助金22万4千円を計上いたしました。身延中学校の吹奏楽部の指導員の任用事業に充当させていただきます。

20款繰越金を1,805万8千円減額いたしました。一般財源の調整であります。

2ページをお開きください。

21款3項1目1節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金370万円を計上いたしました。企画政策課所管分として170万円。交通防災課所管分として200万円になります。のちほど歳出で内容説明をさせていただきます。

歳出について増減の主なものをご説明させていただきます。

歳出予算の各科目における人件費の増減につきましては、4月1日付けの人事異動および組織変更ならびに早期退職等に伴う増減であるため、説明を省略させていただきます。

2款1項6目企画費、コミュニティ助成事業補助金170万円を計上いたしました。一般コ

コミュニティ助成事業補助金であります。対象事業はグラウンドゴルフ用具等のコミュニティ活動備品の整備であり、対象団体は切房木区となります。

13目のプレミアム付き商品券費における福祉保健課および観光課が所管するプレミアム商品券事務費の歳出予算の増減につきましては、事務執行上に伴う予算の組み替えでございます。

3ページをお開きください。

保育施設等の長寿命化診断業務委託費を計上いたしました。3款2項3日常葉保育所に80万円。4目久那土保育所に88万6千円。5目原保育所費に213万9千円。9目学童保育費の西嶋学童保育施設分として289万9千円を計上いたしました。

6款1項4目農業土木費、土地改良事業等施設改修補助金としまして200万円の増額をいたしました。これは北川農事組合ほか4組合が実施する取水施設等の改修事業の補助金であります。補助率は10分の8であります。

2項2目林業振興費、森林環境譲与税事業として491万円を計上いたしました。主な事業は森林所有者意向調査準備業務委託であります。

7款2項1目観光費、ゆるキャン△オリジナルデザイン制作業務委託費88万円を計上いたしました。これはデフォルメキャラ10点を製作するものでございます。

4ページをお開きください。

また、ゆるキャン△関連予算としまして、旧下部中学校の管理費59万2千円を計上し、防火施設点検業務、ならびに防火施設設置改修業務を委託いたします。さらに旧下部中学校事業費として307万9千円を計上いたしまして、ゆるキャン△本栖高校部室の再現やWi-Fi設置業務を委託するとともに屋外に洗い場の設置をする予算でございます。

8款3項1目河川維持費、排水樋管・樋門操作点検業務委託費を42万9千円計上いたしました。中富および身延建設安全協議会に業務委託するものでございます。

9款3項1目防災費、防災無線定期検査業務委託費281万3千円を計上いたしました。これは5年ごとの検査対象団体に本町が選定されたためであります。

またコミュニティ助成事業補助金200万円を計上いたしました。これは地域防災組織助成事業として、防災資機材の整備に助成されまして対象団体は本町区自治防災会であります。

5ページをお開きください。

10款1項3目施設整備費、旧大河内小学校北側特別教室棟解体設計測量業務委託費152万9千円。同じく旧大河内小学校北側特別教室棟アスベスト分析業務委託料58万4千円を計上いたしました。

2項1目学校管理費、下山小学校活動運営費に30万円の予算の計上をいたしました。これは指定寄附金による備品等の購入でありまして、集会用のテント2組、カラー体操棒12個を整備するものでございます。

3項2目教育振興費、部活動指導員任用業務費44万8千円を計上いたしました。身延中学校吹奏楽部の指導員を任用するものでございます。

4項2目公民館費、集落公民館整備事業費補助金としまして90万5千円を計上いたしました。対象となる集落公民館は根子集落公民館、波木井3区集落公民館、門野集落公民館であります。

5項4目総合文化会館費、音響設備等デジタル化工事設計管理業務委託費を251万4千円計上いたしました。

6ページをお開きください。

13款1項20目森林環境譲与税基金費、基金積立金676万1千円を計上いたしました。森林環境譲与税の創設に伴い、譲与税の用途および資金管理を明確にするため基金を積み立てるものでございます。

次に議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,966万6千円といたしました。

補正の内容は4月1日付けの人事異動に伴う人件費負担の増減であります。

続きまして議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,532万円といたしました。

この予算も4月1日付けの人事異動に伴う人件費の予算の増減でございます。

議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,575万7千円といたしました。

歳入歳出の人件費にかかる増減は、先ほど申しましたように4月1日付けの人事異動に伴う増減でありますので説明は省略いたします。

歳入予算について、主な増減についてご説明いたします。

3款2項5目介護保険事業費補助金、システム改修費補助金66万4千円を計上いたしました。令和元年度介護報酬改定に伴うシステム改修業務へ31万3千円を充当し、介護保険料軽減強化システム改修業務委託に35万1千円を計上するものでございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金31万4千円を計上いたしました。これは先ほどの国庫補助金にもありますように、令和元年度介護報酬改定に伴うシステム改修の町の負担分でございます。負担は2分の1でございます。

7ページをお開きください。

歳出予算についての主な増減について、ご説明いたします。

1款1項1目一般管理費、介護報酬改定に伴うシステム改修業務費を62万7千円。介護保険料軽減強化システム改修業務委託を35万1千円計上いたしました。制度改正に伴うシステム改修でございます。

続きまして議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億4,972万3千円といたしました。

人件費についての説明は省略させていただきます。

第2表 地方債補正により地方債の限度額も変更いたします。

簡易水道事業債について限度額を520万円増額し、補正後の額を8,290万円といたします。これは公営企業会計移行業務事業に追加充当するためでございます。

歳入予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、公債費繰入金512万3千円を減額いたしました。これは公営企業会計移行業務事業の財源組み替えに伴う減額であります。

8款1項1目水道事業債、簡易水道事業債を520万円計上いたしました。これは当初予算

に計上があります公営企業会計移行業務事業に520万円を充当するものでございます。

歳出予算について、主な増減についてご説明いたします。

3款1項1目元金の財源組み替えは、歳入でご説明いたしましたものに伴いました財源組み替えでございます。

8ページをお開きください。

続きまして議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,187万2千円といたしました。

人件費については説明を省略させていただきます。

歳入予算について、主な増減の理由についてご説明いたします。

7款1項1目下水道事業債、下水道事業債410万円を追加計上いたしました。これは当初予算に計上してありました公営企業会計移行基礎調査業務事業につきまして、起債が認められたことに伴うものでございます。

歳出予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

1款1項1目下水道事業総務費、臨時職員1名の任用経費といたしまして181万7千円計上いたしました。これは正職員の傷病休暇に対応するためでございます。

2目下水道事業計画費の財源組み替えは、歳入で説明したとおりでございます。

以上で議案第50号から議案第55号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第19 議案第56号 財産の取得について

日程第20 議案第57号 財産の取得について

日程第21 議案第58号 財産の取得について

以上の3議案は財産の取得についてでありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第56号から議案第58号までについて、提案理由を説明申し上げます。

3議案とも財産の取得についてであります。

まず議案第56号、下記の財産を取得することについて議会の議決を求めます。

記

1. 財産の種類 動産（消防用備品）

2. 物品名及び数量 普通消防積載車1台

3. 契約の方法 指名競争入札による契約

4. 購入金額 749万9,999円

5. 購入先 山梨県南巨摩郡身延町下山231-6

河西工業有限会社 代表取締役 河西知則

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両可搬ポンプ代替計画に基づき、身延町消防団に配備された小型動力ポンプ積載車を更新する必要が生じました。

については、地方自治法第96条第1項第8号及び身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第57号、下記の財産を取得することについて議会の議決を求めます。

記

1. 財産の種類 動産（消防用備品）
2. 物品名及び数量 可搬式消防ポンプ5台
3. 契約の方法 指名競争入札による契約
4. 購入金額 693万円
5. 購入先 山梨県笛吹市御坂町八千蔵287-1
東八防災株式会社 代表取締役 宮本雄一

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両可搬ポンプ代替計画に基づき、身延町消防団に配備された可搬式消防ポンプを更新する必要が生じました。

については、地方自治法第96条第1項第8号及び身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第58号、下記の財産を取得することについて議会の議決を求めます。

記

1. 財産の種類 動産（消防用装備品）
2. 物品名及び数量 身延町消防団活動服（防煙タイプ）
上着618着 ズボン618着 ワッペン618枚
3. 契約の方法 指名競争入札による契約
4. 購入金額 766万2,211円
5. 購入先 山梨県笛吹市御坂町八千蔵287-1
東八防災株式会社 代表取締役 宮本雄一

提案理由を申し上げます。

消防団装備の新基準により活動服を更新する必要が生じました。

については、地方自治法第96条第1項第8号及び身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第56号から議案第58号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第56号 財産の取得について内容説明をさせていただきます。

この財産の取得は、町内に配備してあります消防積載車を身延町消防団消防車両および可搬ポンプ代替計画に基づき更新するものであります。

契約の方法であります。指名競争入札による契約であります。

2枚目の議案第56号関係資料をご覧ください。

買入れしようとする財産は普通消防積載車1台であります。

予定価格は865万1,760円であります。

入札年月日は平成31年4月22日。

入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者5社中1社が辞退したため記載してあります4社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでございますのでご覧ください。

落札者は河西工業有限会社で、消費税を含んだ749万9,999円で4月22日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和元年12月13日。納入場所につきましては、身延町役場本庁舎であります。

配備先につきましては中富第2分団第4部、手打沢地区であります。

また概要につきましては記載のとおりとなり、車両と艀装一式であります。

以上、議案第56号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号 財産の取得について内容説明をさせていただきます。

この財産の取得につきましても、町内に配備してあります可搬式消防ポンプを身延町消防団消防車両および可搬ポンプ代替計画に基づき更新するものであります。

契約方法であります。指名競争入札による契約であります。

2枚目の議案第57号関係資料をご覧ください。

買入れしようとする財産は可搬式消防ポンプ5台であります。

予定価格は772万円であります。

入札年月日は平成31年4月22日。

入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者6社中1社が辞退したため記載してあります5社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでございますのでご覧ください。

落札者は東八防災株式会社で、消費税を含んだ693万円で4月22日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和元年12月13日。納入場所につきましては、身延町役場本庁舎であります。

配備先につきましては下部第1分団第2部、常葉地区に1台。下部第3分団第1部、古関地

区に2台。身延第3分団第5部、門野大城地区に2台であります。

また概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第57号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号 財産の取得について内容説明をさせていただきます。

この財産の取得は、消防団装備の新基準により消防服を更新するものであります。

契約の内容であります。指名競争入札による契約であります。

2枚目の議案第58号関係資料をご覧ください。

買入れしようとする財産は身延町消防団活動服、これは防災タイプの618着でございます。

予定価格は723万600円であります。

入札年月日は平成31年4月22日。

入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者8社中1社が辞退したため記載してあります7社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載されているとおりでございます。

落札者は東八防災株式会社で、消費税を含んだ766万2,211円で4月22日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限につきましては令和元年9月30日とし、納入場所につきましては、身延町役場本庁舎であります。

活動服は身延町消防団全員の配備となります。

また概要につきましては、記載のとおりでございます。

以上、議案第58号の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第1号について提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町古関1676番地

氏 名 春澤政志

生年月日 昭和28年3月5日

提案理由を申し上げます。

令和元年9月30日に春澤政志委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため、内容説明は省略します。

日程第23 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

議員派遣の件は、配布したとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時54分

令和元年

第2回身延町議会定例会

6月11日

令和元年第2回身延町議会定例会（2日目）

令和元年6月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	笠井 祥一
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	村野 浩人
会 計 管 理 者		穂坂 桂吾	企 画 政 策 課 長	高野 博邦
交 通 防 災 課 長		千頭和康樹	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		小笠原正人	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		熊谷 司	観 光 課 長	佐藤 成人
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	内藤 哲也
建 設 課 長		望月 真人	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		水上 武正	下 部 支 所 長	望月由香里
身 延 支 所 長		鈴木 利規	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
施 設 整 備 課 長		羽賀 勝之	生 涯 学 習 課 長	深沢 教博

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野 和紀
録音係 深沢 泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長より広報の写真撮影のため、カメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ただいまより、通告質問書により一般質問を行います。

まず今日は6項目ほどの質問事項がございますが、答弁等、簡略にできますればお願いを申し上げます。

まず1番目でございます。連携型の中高一貫教育について、ご質問を申し上げます。

平成31年度、本年度より身延高校、身延中学校および南部中学校3校による連携型の中高一貫教育がスタートいたしました。

これが掲げる教育目標につきましては、学力の向上でありますとか豊かな人間性の育成、さらには地域との協働ということでございます。これら3本の柱を基礎に「地域の子は地域で育てる」ということを実践するものとしておるかとお理解をいたしております。

具体的な取り組みといたしましては、合同研修会でありますとか各校の研修会、中学校・高校相互の授業のアシスト、さらには授業参観、中高の合同部活動など12項目が掲げられております。

しかしながら最終的な目的につきましては、私自身は習熟度別、さらには少人数指導等の徹底により学力の向上を図り、生徒や父兄にとって、より魅力ある学校をつくり上げ、学校への入学者の数を増やすことにあるのではないかと考えております。

そこで、まず1番目の質問でございますが、学力向上のための具体的な取り組みについて伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

身延町教育委員会として「連携型中高一貫教育」の導入を決定した理由の1つとして、議員のご指摘どおり“中学生の学力向上”がございます。ご承知のとおり令和3年度から中学校の新しい「学習指導要領」がスタートいたします。今回の改訂には、これからの社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。そして明るい未来をつくっていくための学力を身に付けてほしい。このような願いが込められております。

身延町では平成28年度から小中学校のICT教育を推進し、児童生徒の能動的な学習姿勢の育成に努めており、調べ学習のツールとして有効利用されております。

また連携授業の中核をなす「高校教員の中学校の授業・数学のアシスト」、「中学校教員の高校の授業・数学、英語のアシスト」や「サマーセミナー」「相互授業参観」の実施により中学校の教員と高校の教員がそれぞれの生徒理解・ノウハウを共有する機会となり、教員の指導力向上につながり、その効果として中学生への一層分かりやすい授業に結び付くものと信じております。

なお、本町では学びの向学館事業において、本年度からの新たな取り組みといたしまして中学1年生を対象とした学習アシストを実施することとし、中学校で身に付ける学力の土台作りの充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

それと同時に社会経済の急激な変化の中で、生徒の将来を考えたときに、一人ひとりが生きる力を身に付けるための、職業についての基礎的な知識と技能を習得することが、これは極めて大切であります。そしてそれぞれの生徒の個性に応じて、将来の進路を選択する能力を養うための教育、すなわちキャリア教育の推進が極めて重要であります。そこで実践されるキャリア教育の内容について、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

キャリア教育の重要性につきましては、ただいま議員からご指摘がありましたとおりでございます。中央教育審議会では、人が生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で、自らの評価の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ねを「キャリア」の意味するところとし、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を「キャリア教育」と提言しております。

身延高校と身延中学校および南部中学校で実施する連携型中高一貫教育では、中学校の3年間では「自己理解」に始まり「自己啓発」「自己実現」までを、高校の3年間では「夢の発見」から「夢の育み」「夢の実現」までを6年間の教育課程に定めております。

昨年度から始めました「キャリアセミナー」では、中学生と高校生の接点となる取り組みで、高校生の学習成果のプレゼンスを通じて、中学生は自分で将来を一層具体的に考え、職業の適正を知り、上級学校への進学を考える機会となるものと期待をしております。

このキャリアセミナーに参加した生徒、教職員へのアンケート調査を実施した結果から中学生にとっては、多くの生徒がさまざまな視点で多くのことを学ぶ機会となっていたことがアンケートから分かりました。

職業のこと、上級学校のこと、進学や就職のことだけではなく、社会で必要とされる基礎基本や目先の利益ではなく、平素の生活をただすことの大切さに気付く生徒もいました。

また、本年度からは中学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるようにすることを狙いとして、「キャリアパスポート」の活用を始める予定となっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

文部科学省は、平成31年1月に中央教育審議会からの答申を受けまして、学校における働き方改革のための取り組みを進めておりますが、このような中で本町においては4月より中高一貫教育が導入されたわけですが、これがために教員の業務量が増大するのではないかとというふうな危惧を抱いているものでありますけれども、現状において、その対応策についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えいたします。

中高一貫教育の内容を充実させようとするためには、各校の教員が授業研究を今まで以上に充実させる必要が生じます。十分な研究や調整のための時間の確保は、学校現場における重要な課題であると承知をいたしております。

そのため前年度中に本町教育委員会と南部町教育委員会では、山梨県教育委員会に対し両中学校への中高一貫教育の充実を図るための人的配置の充実を要望してまいりました。

具体的には両中学校へそれぞれ1.0人の加配をお願いしましたが、残念ながら0.5人の加配となっております。この件につきましては、本年度の中学校における実情を踏まえながら必要に応じて山梨県教育委員会への働きかけを行う予定であります。

なお、本町におきましては身延中学校における教育諸活動が万全な体制で実施できますよう町単独教員の配置や部活動外部指導員の配置等を行い、「中高一貫教育」による新たな負担が生じないように努めております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

連携型の中高一貫教育、いろんな問題点があるかと思いますが、やはり、私、身延町の施策というのは、すべてが人口減少の抑止につながる、結びつくというふうに理解をいたしておりますので、オリジナリティある教育の実施にぜひとも県と協力をする中で進めていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

引き続きまして、空き家対策についてお尋ねを申し上げます。

私、平成30年、昨年でございますけど、第2回の6月定例会におきまして「空き家対策に関する調査は行ったのか」という問いに対しまして、「平成27年度において調査をいたしました」と。そして「空き家と思われる数は町全体で1,939件。そのうち所有者が今後、住居として使用しないとの意向を示したため、空き家台帳に登録したのが405件でした」という回答をいただいたわけでございますけれども、今後、新たな空き家に関する調査を行う予定はあるのかお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

平成27年度に実施した調査につきましては、地域活性化交付金を活用し、主にアンケートを中心に実施しました。調査の結果、空き家と思われる数は町全体で1,939件。旧町別ですと下部が792件、中富が571件、身延が576件となっております。そのうち意向調査により空き家台帳への登録が405件。旧町別に下部が159件、中富が131件、身延が115件となっております。

調査から4年を経過しており、今年実施した区長要望の際、各区長に聞き取り調査をしたところ、4年前に比べて全体としては微増ですが、山間地では明らかに増加した集落もありました。今のところ外注をして詳細な調査をする考えはございませんが、聞き取りを中心に常に情報収集に努め、実態を把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そして、その際に「空き家の担当課はどこになるのか」という問いに対しまして「特定空き家に関する相談については、その相談内容に応じて関係各課と協議・調整し対応していく」という回答を得たわけでございますけれども、今後、推測するに空き家に関する問い合わせや相談が増えるのではないかというふうに思われます。町民が相談できる窓口を一本化して、そして体制の整備をしておくべきだというふうに私は考えますけども、特定空き家を含む空き家の担当窓口はどこになるのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

住民等から空き家等に関する相談の内容につきましては、所有者等自らによる利活用や相続関係に関するもの、また周辺に及ぼしている悪影響に関する苦情・相談まで幅広く考えられます。各々の相談や苦情に迅速かつ適切に対応することが求められております。

町では幅広い相談や苦情に対して建設課を総合窓口とし、空き家全般の相談に応じるほか内容に応じて担当課と調整し、迅速な対応に努めるほか、困難な専門的な内容につきましては、関係団体と連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の答弁でございますけども、ぜひともそのとおり実行をしていただきたいと思います。

次に、国におきましても昨年10月の調査を行ったということでございますが、全国の空き家の数が846万戸と過去最高になったということでもあります。

町内においても先ほど建設課長が申したとおり、確実に空き家の数は増えてきております。こうした空き家につきましては、防災や衛生、さらには景観などさまざまな面で近隣の住民に悪影響を及ぼしかねません。本町の安心・安全なまちづくりを阻害する一因にもなり得るかと思われまます。

こうした中で、平成27年5月には空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたわけでございます。より迅速に所有者に対して、連絡や助言ができることとなったわけでございます。また、法律では一定の要件を満たして、適切な管理がなされていない空き家を「特定空き家等」として、自治体が講じることができる措置についても規定がなされました。

また特別措置法第6条では、市町村が区域内に空き家等に関する対策を実施するための基本方針や施策の取り組みを示した空き家等対策計画の策定について規定されておりますが、この計画は、空き家等の管理は一義的に所有者の責任としながらも空き家問題についての市町村の基本的な考えを明確にし、着実に施策を推進することを目的としたものであると理解をいたしております。本町にあっても、空き家対策の第一歩として空き家等対策計画を策定する予定はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

明らかに増加が予想される空き家等への対策を効果的かつ効率的に推進するために、町は空き家等の所有者が自らの責任をより明確にした上で行政としての基本姿勢を住民に対して示しつつ、今後の空き家等に関する対策の取り組み方針を記載した身延町空き家等対策計画を現在策定中です。

計画を定めるに当たっては、空き家等対策の全体像を住民が容易に把握することができるようにするとともに空き家等の適切な管理の重要性および管理不足の空き家等がもたらす諸問題について、広く十分に意識していただける内容にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

前向きなお答えでございます。ぜひとも前進をさせていただきたいと思っております。とりわけ身延町は観光立町でございます。観光が基幹産業の1つでございます。お客さんが来て、草ぼうぼうの家屋がいっぱいあるというようなことでは、これは誠に心象を悪くするわけでございます。ぜひとも施策の展開を進めていただくよう、お願いをいたします。

次に3番目といたしまして、中部横断自動車道静岡までの開通に伴います新たな企業誘致に関する戦略の構築についてお尋ねをいたします。

中部横断自動車道は20年末までに静岡までの全線開通が見込まれるわけでございます。予定よりだいぶ遅れてはおりますけれども。

中部横断道の開通によりまして期待される効果といたしましては、広域的な物流体系の形成、医療体制の向上、第3次医療機関への利用が可能になるということでございます。周辺地域の人口減少の歯止め、あるいは新規企業進出による地域の雇用機会の創出、農産物の販売拡大、さらには観光客の増加などを挙げることができますけれども、その中で、私は新規企業進出に期待をいたしたいと考えております。そのため、新たに未利用の公共施設にサテライトオフィスを開設いたしまして、情報通信やそれに関連する業種の企業誘致を進めるべきであるというふうに常々考えております。

ご存じのとおりサテライトオフィスとは、企業の、あるいは団体の本拠地から離れたところに設置されたオフィスを示しておりまして、情報通信技術の発達によって遠隔地における事務所の開設の設置が可能となったものでございます。

当然、サテライトオフィスでありますれば、企業規模が比較的小さいものでございますから製造業の工場立地と異なりまして、未利用の公共施設を活用することにより、事業所の開設が容易となることは想像にかたくございません。また、自治体・企業にとっても初期投資などの負担が少なく済むわけでございます。さらには地元の雇用創出や第3次産業をはじめとした地域経済への波及効果も期待できます。交流人口の増加によりまして、地域の賑わいの創出により新たなまちづくりにも結びつけることが可能となるかというふうに私、考えております。

東京一極集中が進む中、大都市部のオフィスが働く者にとって必ずしも良好な労働環境とは言えないと。こういう中で、地方での豊かな自然環境の中での仕事につきましては、よりリフレッシュすることによって、仕事の能率が上がるとともに災害時におけるリスク分散が可能となり、企業にとって多くの利点が考えられるわけでございます。

そこでこのような利点を踏まえ、総合戦略にある企業支援および新規事業所の誘致とともにサテライトオフィスを核とした新たな企業誘致に関する戦略を構築すべきだと考えますけれども町長の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

現在、下部地区、久那土地区の未利用公共施設活用検討委員会において、旧下部小中校舎な

らびに旧久那土小中校舎の活用についての検討がされております。この中で、企業を誘致し雇用促進、地域の活性化につながる活用との意見も出されております。

サテライトオフィスはインターネットなどの情報通信設備の発達、また国の働き方改革や地方創生事業、個人における価値観の多様化等により全国で約600の自治体が誘致に取り組んでおります。

町では昨年度よりサテライトオフィスの誘致に関するセミナー、またマッチングセミナーへ参加するなど、調査を進めてまいりました。

本年度は、サテライトオフィス誘致に関しての先進地である徳島県の誘致支援事業者とテレビ会議での意見交換を行い、5月には「サテライトオフィス誘致から始まる地方創生」をテーマとしたマッチングイベントに参加をいたしました。これは地方が求めている企業と地方で自社ビジネスを開拓したい企業とのマッチングを狙いとして開催されましたが、現在サテライトオフィスを地方に求める企業の考え方としては、これまでの地方の豊かな自然環境、社員の心身のリフレッシュを求めてオフィスを設置する考えとは異なり、その地方にビジネスチャンスがあるか否かが進出の大きな要因であると変化をしております。

県では、サテライトオフィスの誘致促進のため市町村がサテライトオフィスの整備を実施する場合の補助金制度を平成28年度に創設しましたが、実績等を勘案する中、平成30年度をもって終了をいたしました。

今後、国による誘致にかかる助成制度等の情報収集および本町の地域資源がビジネスとして成り立つか否かを含めまして検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の企業誘致に関連いたしまして、とりわけ私は企業誘致等に関しては、内外の産業界において多様な人的なネットワークを持つ企業人等の協力が不可欠であるというふうに常々考えております。そこで企業誘致はもとより町の知名度アップ、さらには定住促進など主要な施策に対して助言や情報提供など町政への協力を得るために、県内外に在住する本町出身者や本町にゆかりのある企業人等を集めた組織体の創設が必要だと私は考えておりますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

町政に関する各分野でのさまざまな課題等について、専門的知見を有した方からご意見・提言をいただくことは大変有意義で重要なことだと思っております。

私は、県職員時代に築いた人脈や町長に就任以降、町政にかかわるご意見等を寄せていただける人的ネットワークを活用して政務に当たっております。

今後も必要に応じて構築したネットワークを最大限活用する中で、ただいまのご意見も参考にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私が常々申し上げておりますけれども、やっぱり人的なネットワークを持つ企業人等のアドバイス、極めて重要であるというふうに思っております。ぜひとも今、町長が言われたように自らがつくったこういう人的なネットワークを活用して、より企業誘致等に生かしていただきたいと思えます。

次に同級会・同窓会の町内への誘致に対する助成策について、お伺いをいたします。

身延町においては少子高齢化が進行いたしてございまして、地域の人たちが協力して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力があります地域力、この地域力の低下が顕著であります。地域力の低下の主要な要因は、人口の減少にあることは衆目の一致するところであります。人口減少の抑止は喫緊の課題であることは言うまでもございません。

この中で取り組むべきは、町とゆかりのある身延町出身者が帰郷することによる交流人口、別の言い方では関係人口とかリネージュ人口とも呼んでおりますけれども、の増加を図ることではないかと考えておりますが、そのための一施策として身延町在住者と、それから県外在住者による同級会・同窓会の町内での開催に対する、私は支援策を実施すべきであると考えております。

同級会・同窓会の町内への誘致を図るため、町内の旅館・ホテル・飲食店等において同級会・同窓会を開催した場合、人数に応じて助成するとともに県外在住の参加者へは高速バス新宿・身延線、片道旅費を助成すべきであるという提案をいたしますけれども、この提案に対しての当局の見解をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

交流人口の1つの考え方として、町内で行われる本町の小中学校、高校の卒業生による同級会・同窓会に参加される方々を交流人口と捉えることができ、この対象となる皆さまへの支援も交流人口の増加につながることも考えられます。

今後対象となる団体の把握、また認定等、課題はありますが、同級会・同窓会で本町を訪れる方々による交流人口の増加策として、どのような支援が効果的か検討してまいります。

なお、町ではふるさと納税制度により本町にゆかりのある方を含め、広く寄附を募っております。寄附していただいた返礼品として、みのぶ自然の里の宿泊券も提供をしていますが、同級会等に参加のため帰郷される際にご利用していただくことも可能となっております。

現在、返礼品の中には旅館、ホテル、飲食店を利用した場合の割引利用券はそろえられていませんが、今後、町内の関連する事業者へ返礼品として提供していただけるよう、情報提供と登録に向けた働きかけを行ってまいりたいと思えます。

また、町内の公共施設を利用される場合の使用料、入館料の助成等につきましては、関係課とともに検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

同級・同窓会というのはそれぞれの年代別、あるいは学校別、それぞれ組織化をされております、幹事等がおるわけでございますので、ぜひともこういう情報を収集する中で同級会・同窓会への助成策についてのさらなる検討をお願いいたしておきますが、このためにも私は同級会・同窓会の情報をよりみんなに知ってもらうために、周知するために役場ホームページ等において、ふるさと・仲間交流サイトのページを開設すべきであると考えておりますが、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

以前、町のホームページには町民広場という掲示板がありましたが、自由に記述できるサイトは不適切な書き込み等、ホームページ運用要綱に規定する制限事項に反する内容の監視が困難であるなど、運用およびセキュリティの面での管理が難しく、また誹謗中傷に利用される危険性もあり掲載を中止しております。

現在ではSNS等が発達し、自分の登録情報から関係する人を見つけることが容易にできるようになっており、民間で運営されている仕組みを利用するほうが効率的であり、自治体で運営するには作成費や維持費もかかるため、現在のホームページにはその機能はありません。

なお、同級会等の開催の周知、告知の面におきましては、ホームページにも掲載されます広報みのお等に掲出が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

同級会・同窓会、いわゆる東京から地元に戻ってくる帰郷人口というふうに言われるわけでございますけれども、やっぱり私はできることからぜひともやっていただきたい、試行錯誤でございます。駄目であればやめるということでございますけれども、やっぱりそういう、多少リスクはあってもチャレンジをするという、そういう精神を持っていただいて、この事業等についてのさらなる検討をお願いいたしたいと思います。

次に第2期まち・ひと・しごとふるさと創生総合戦略についてでございます。

人口減少を克服いたしまして、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持するための戦略を進めるために立案されましたまち・ひと・しごとふるさと創生総合戦略は、平成27年度にスタートし、本年度が5カ年計画の最終年度となるわけでございます。

かかる戦略は、人口減少・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対しまして、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指していることは、ご存じのとおりでございます。

本町におきましても農業振興による六次産業化、観光資源の魅カアップ事業、地域おこし協力隊事業、移住定住の促進事業、子育て支援事業、教育環境の質的向上事業などが予算化をさ

れて実施されてきたわけでございます。

そして施策の成果の目標としてK P I、キー・パフォーマンス・インディケーターでございますが、重要業績評価指数が設定されておりますが、その目的手法と主要事業についてのK P I設定の数値に対する直近の成果について、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

現総合戦略は平成27年12月に策定されました。策定に当たっては、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を設置し、この中で5つの基本目標と6つの数値目標および24のK P Iを設定しました。

策定においては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や基本方針に基づき、本町の人口減少の克服とまち・ひと・しごとの好循環の確立を目指し、県の総合戦略との整合性を図りながら、本町が目指す基本目標、数値目標、K P Iを設定したものです。

K P Iは目標値に対する状況を示す指標とされ、総合戦略の各施策の目標の達成度合いを測ることができ各施策の成果の検証、また達成度に基づき今後の施策に反映することとなります。

これまでの検証において主要事業の成果となる目標については、基準年度を平成26年度としており、最終目標年度である平成31年度のK P Iに対して、雇用の創出においては新規就農者数は目標値3人を達成し、枝豆の年間生産量は24トンとなり、目標値の27トンに近づきつつあります。

また、平成30年度には峡南地域の中核工業団地に合板製造会社、株式会社キーテックの進出が決まり、5月には操業を開始し町内からも11人が雇用されました。

観光産業の拡大の分野においては、クラフトパーク内にしだれ桜の植栽を進め、現在まで約5,200本を植栽するとともに町内各地区へも桜の植栽をお願いし、日本一のしだれ桜の里づくりに取り組んでおります。

移住定住の促進については、丸滝分譲地および新たに平成30年度には常葉日向地内に5区画の分譲を開始しましたが、現時点において最終年度内での目標値の達成は大変厳しい状況にあります。

結婚・出産・子育て環境の充実については、子育て世代が安心して暮らせる支援策として各種支援制度の拡充、また創設により子育て環境の充実が図られており、教育環境の質的向上としては、タブレットによるICT教育の推進、給食費の全額補助など生徒の教育に対する満足度は目標値より高い水準となっております。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、今年度が最終年度となります。検証が済んでいる平成29年度までと今年度行う平成30年度の検証結果を踏まえ、定めたK P Iが達成できるよう鋭意取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

第2期まち・ひと・しごと総合戦略の策定のための方法について、とりわけ私は町民との意

見交換は極めて重要だと考えております。広く公に意見情報、改善案などを求める手続き、いわゆるパブリックコメントでございますけれども、第2期創生総合戦略策定のためのパブリックコメントの活用の方法について、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

現総合戦略策定の際には身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を設置し、20名の委員を委嘱して策定をしております。

策定の過程におきましては、町政への町民参加の機会の拡充、町政運営における公正さの確保、町民と行政との協働による開かれた町政の推進を目的としました身延町パブリックコメントの手続きに関する要綱に則りまして、担当窓口での閲覧および町ホームページにおいて掲載し町民の皆さまからの意見を募りました。

第2期の総合戦略策定に際しましても、関係する分野における経験者等による委員会を設置し、アンケートにより町民皆さまからのご意見等を伺い、策定の参考とさせていただくとともに策定する戦略案を公表し、パブリックコメントにより、その結果を反映させ、皆さまとの協働による戦略を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

第2期戦略の策定につきましては、国の内閣官房、内閣府、それぞれ今、総合戦略の策定についての最終的な報告はまだ出ていないわけでございますけれども、町としての第1期のスケジュールを参考にした第2期の策定に関するスケジュールについてお伺いをするとともに、第2次総合計画（平成29年度から平成38年度）、前期・後期、5年ごとに分かれておりますけれども、それとの整合性について併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

第2期戦略策定につきましては、国のまち・ひと・しごと創生法および県の総合戦略をも勘案する中で進めていくこととなりますが、現時点で国から示されている策定スケジュールに基づいた本町の予定について、お答えさせていただきます。

本町においての策定スケジュールは、先月末に策定支援業務を発注し、今後策定のための委員会を設置するとともに、職員によるプロジェクトチームを立ち上げる予定です。

いずれにしましても国・県の策定スケジュールにより進めていかなければなりませんので、その動向に注視し、現戦略から令和2年度を初年度とする第2期総合戦略へ切れ目なく移行できるよう取り組んでまいります。

第2次身延町総合計画との整合性についてですが、第2次総合計画前期基本計画には、人口減少と少子高齢化対策の取り組みとして総合戦略が位置づけられており、第2期総合戦略につ

いても同様に総合計画に位置づけ取り組んでいくことといたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

第1期が本年度で終了するわけでございますけれども、その検証作業を本年度、十分にやっ
ていただいて、その検証結果に基づいて第2期戦略の策定に生かしていただくよう、お願いを
するとともに町民との意見交換の場をぜひとも設けていただいて、多様な意見ではあるけれど
も、町民からの意見を集約していただきたいというふうに思います。

続きまして最後の質問でございますけれども、公共施設の中で建物施設にかかる維持管理に
ついて質問を申し上げます。

昭和の後半から平成の中頃にかけて、町民福祉の向上や住民サービス、行政サービスと
言ってもいいと思いますが、そのために公共施設である建物（建築物）が建設されたわけで
ございます。

建物の拡充につきましては、たしかに町民生活の向上・改善に役立ってきましたが、他方
では非常に大きな財政負担をもたらしていることも事実でございます。この経費は固定的に毎年
決まって支出されるものであり、増えれば増えるだけ財政の弾力性が失われ硬直化が進むこ
とになるわけであります。

その結果、町民の要望に沿った政策的な経費の予算化が困難になるというふうに思われます。
経済環境の変化であるとか、少子高齢化により一般財源の確保が大変厳しくなる状況を考え
ると公共施設である建物（建築物）でございますけれども、維持・管理するための経費は、少
しでも削減する努力が求められるわけでございます。

現在ある町の建物施設（行政財産、普通財産）の数、ならびに延床面積について、まずお尋
ねをするとともに、直近のこれら建物施設の維持管理に要する経常的な経費の額でございます。
予算費目では管理費、性質別では物件費の中の消費的支出にかかる経費でありますけれども、
施設の大規模改修であるとか建物の長寿命化でありますとか、更新にかかる経費を除外した金
額になるかと思いますが、その支出総額、ならびに予算に対する比率についてお伺いをいたし
ます。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

ご質問の現在ある町の建物、行政財産、普通財産の数および延べ床面積につきましては、平
成29年度の決算書付属資料にある財産に関する調書に基づき、お答えいたします。

まず最初に行政財産ですが、そのうち木造建物は87棟、延べ床面積は1万1,558.
1平方メートルでございます。

主な木造建物につきましては常葉、久那土保育所とか平屋の町営住宅、また各集落にありま
すような多目的集会場等が代表的なものでございます。

また非木造建物は123棟で延べ床面積は9万1,953.3平方メートルでございます。
こちらの代表的な建物といたしますと本庁舎、分庁舎、また保健センター、総合文化会館や金

山博物館、和紙の里等の社会教育施設、小中学校の校舎体育館、給食センター等の学校教育施設、また消防の備蓄倉庫等でございます。

普通財産について申し上げます。

普通財産のうち木造建物は2棟で、延べ床面積は1,331.6平方メートルでございます。これは旧大須成小学校の校舎と旧下部の医師住宅でございます。

また非木造につきましては8棟で、延べ床面積は1万6,093.7平方メートルとなり、これは旧豊岡小学校、静川小学校、久那土、下部等の学校の校舎等でございます。

町の町有財産の建物全体で合計しますと220棟でありまして延べ床面積は12万936.7平方メートルであります。また、これらの建物維持管理に要する経費といたしましては、平成29年度一般会計決算によりますと施設の維持管理にかかる経費として、人件費を除いた物件費および維持補修費等を合計すると4億8,351万7千円となり、支出総額に占める割合は5.57%となります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

過去、具体的にこの経常経費、先ほどお示しをいたしました中身でございますが、どのような方法で、その経費の削減がなされてきたかお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町では新町合併以来、行財政改革に積極的に取り組みまして、経常経費の削減に取り組んでおりました。取り組みの内容といたしましては、全体的な経費削減ということで申し上げますと、人件費の削減として定員管理計画に基づきまして平成16年度から15年間で職員数を約60人削減いたしました。また、民間の経営手法等を取り入れた指定管理制度の導入により、制度を適用させた施設の管理運営費を抑制するとともに余剰施設の取り壊しや分庁形態になっている各施設の経常経費の総額削減に職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災後は各施設の節電等に積極的に取り組むとともに電力自由化に伴い、電気を廉価に供給する電気供給会社の切り替えも実施したところでございます。さらに財政課におきましては、予算編成時に経常経費の見積り根拠を精査し、予算全体の調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

最後に、平成28年におきまして身延町公共施設等総合管理計画が策定されたわけですが、今後の社会経済情勢の変化に迅速に対応しながら、一定の水準を保持しつつ必要な建物施設をどのように維持管理をしていくべきか、極めて悩ましい問題ではございますけれども、その基本的な考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

今、議員がおっしゃったとおり平成28年度に身延町公共施設総合管理計画を取りまとめました。今後は、後世に向けて必要な建物施設の更新を含めた維持管理を実施してまいりたいと考えております。

これからの取り組みとしましては、管理計画による施設類型別に構想されている方針に基づき、個別施設ごとに施設の長寿命化を視野に入れた維持管理計画を策定していきたいと考えております。

特に管理計画において必要な施設と位置付けた各施設の更新を実施するためには関係経費を想定した年次計画を立て、将来に向けて財政的裏付けが必要であります。

本町においては、少子高齢化に伴う生産人口の減少により地域を支える原動力が低下しております。この問題に対して平成27年度に人口ビジョンと総合戦略を策定し、さまざまな取り組みを実施しております。

本町の施設管理につきましても、これらの総合戦略とともに公共施設の統廃合も含めて持続可能なものにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今回は経常経費の中で、建物施設に関する部分の質問をしたわけですが、公共施設、それ以外にもインフラでございまして道路河川、それから橋梁、さらには公園等がございまして、さらには上下水道、公営企業に関する上下水道もあるわけですが、公共施設全般について、また再度、いろんな形で中身を精査し、これからの方向性を明示していかなくてはいけないというふうに考えておりますので、町の財政等を考慮しながら、ぜひとも最適な方法を見出して進めていただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告2番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

通告に従い質問をしたいと思います。

身延町のICT教育の取り組み状況について、いくつか質問させていただきます。

2020年に小学校学習指導要領が、また2021年に中学校の学習指導要領が改正されます。次期学習指導要領に盛り込まれようとしています、今度必修化にされますけども、小学校でのプログラミング教育という、いわゆるITに強い人材を育成するために導入され、教育行政として学校におけるICT環境が一層重要な取り組みになってくると思います。

身延町は県内でもトップレベルのICT環境が整った状況と聞いています。そんな中で確認しますが、本町では平成28年度の身延中学校開校を機に小中学校への積極的なICT環境の整備を推進してきましたが、改めてその教育的な目的を教えてください。お願いします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えいたします。

学校統合を行う前の旧久那土中学校においては、実験校や研究指定校を経て積極的に学校全体でのICT教育へ取り組み、公開研究発表会等で研究成果の発表を行っておりました。

本町では後期学校統合計画を推進する中で、旧来の教育成果をさらに発展させ、より深い学びを实践する目的を持ち、「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、教育環境の質的向上を推進しております。来年度に改定されます「小学校学習指導要領」、再来年度に改定されます「中学校学習指導要領」では“主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善”を行うことを求めており、情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材教具の適切な活用を図ることなどが求められております。

本町におきましては、児童生徒自身が能動的に情報処理技術や通信技術を活用しながら、能動的に学習する心構えや習慣を身に付け、たくましく生きる力に結び付くことを目的として、ICT教育に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

各小中学校におけるICT環境というのはどのような整備状況か、具体的にまたお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

本町では小学校の5年生から中学校の3年生まで1人1台のタブレット型パソコンの配備が

完了しており、本年度はさらに小学校4年生にもグループ当たり1台の配備を行うため、現在準備を進めております。

再配備後には3小学校に147台、身延中学校に185台となり、年度途中に転入生があった場合も即座に対応が可能な体制です。

児童生徒が直接使用するタブレット型パソコン以外には、自動でこのパソコンを充電するための充電保管庫が3小学校に15機、身延中学校に5機、データを保存・管理するためのサーバーが各校に1機ずつ、校舎内でインターネットに接続が可能となるよう無線ルーターが各校舎の構造に応じた必要台数として身延清稜小学校に7機、下山小学校に11機、身延小学校に11機、身延中学校に7機設置されております。

また視覚的に授業効果を高めるために電子黒板、プロジェクターと大型モニターを併用し主要教科ではデジタル教科書を活用しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

今、お聞きするとやはり相当な設備が整っているというふうに思います。また、その数に伴う指導者のご苦労というのも非常に懸念されるところでありますが、このIT関係の教育というのを随時進めていただきたいと思います。

続いては、ICTを利用した特徴的な取り組みというのは、具体的に学習は実施したのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ICTを利用した特徴的な学習の成果につきましては、各小中学校からの報告に基づき成果と課題の確認を行っておりますので、これまでの成果につきましていくつかご説明をさせていただきます。

プロジェクターによる黒板への投影や大型モニターの活用によって、文字の練習や教材・教具の操作など、普通なら個々の手元で行っていることが全体に見える形で繰り返し行うことができることで、正確で確実な習熟が期待できるようになりました。

デジタル教科書を利用することにより、普通では観察できないものが画像等で再現できますので、小学校の理科の授業では天体の動きのシミュレーションを使って、太陽や月の動きを興味深く学習することができるようにもなりました。また、小中学校の体育の授業では器械運動や陸上競技の学習において、このタブレット型パソコンを使用して自分たちの動きを撮影し、修正点などを立体的に確認できるようになり、技術の習得に効果的であると現場の先生方からの感想がございます。

このように各校においてICTを活用した学習方法の研究を進めておりますが、昨年度下山小学校で実施したミステリースカイプ体験を通して、外国の児童との交流体験をこのICTを利用した特徴的な学習の成果の1つとしてご紹介をさせていただきます。

この学習は昨年11月27日、5校時に下山小学校におきまして5年生16名と6年生

22名、計38名の児童がスカイプというソフトのビデオ通話機能を利用してインターネットで交流授業を行ったものです。

内容は子どもたちが英語でヒントを出し合って、お互いの国のことを学び合うという学習内容です。相手側からの質問も児童が理解できない場合に限ってALT、または教員が日本語に訳して児童に質問し、児童はそれに対しイエス、ノーで相手に答えます。このミステリースカイプは当日まで、お互いがどこの国なのか知らせずに始まるもので、今回はベトナムのハノイにあるサンロン小学校の児童が交流相手で、英会話で交流を行ったそうです。

この学習ではインターネットの具体的な活用を実体験することによりICTの利点を学び、グローバルな社会を実感することができたのではないかと考えられ、外国語教育にも効果的であると思われます。

また、本町のICT活用に関しましては、本年4月18日の山日新聞「きらりマイスクール」欄におきまして、身延中学校が授業、学校行事、部活動で活用している様子が紹介されたところでした。

今後もこのような学習や活動を各校が積極的に取り組めるよう、所管課としてもバックアップに努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

今の答弁を聞いて、ちょっと難しくて、でもなんか希望が持てるお話で、わくわくするような気持ちにはなるので、なんかいい機会があったら授業参観みたいな形で授業を拝見することができればというふうには思いました。

続いてビヨンド2020、この取り組みなんですけれども、ビヨンド2020の認証について質問させていただきますが、東京オリンピック・パラリンピックが開幕する7月24日に向け目標を定め、そのアスリートたち、選手たちとともにみんなで一緒にベストを尽くす、マイベストを目指そうという試みです。これはオリンピック・パラリンピック実行委員会内閣府が、この制度を推奨していきまして、認証を取るとロゴを配布し、金銭的ではないけれども応援してくれると。実際に今のロゴはスポンサーが持っていますので、なかなかそれを使うことができない。そういったものに対して子どもたちに、あるいは全国民にオリンピックに向けての取り組みに、自分たちも参加しようという取り組みの1つの認証でした。

そんな中で、小中学校生徒、教員がそういった形の取り組みについて、認証事業として行ったらどうかというふうに提案したいんですが、この制度を実際にやっているところは埼玉県教育委員会で、県の児童生徒の新体力テスト、簡単な体力測定なんですけれども、1年後、その新体力がどのように変化したか、自分がどのくらい体が大きくなったか、あるいは縄跳びだとか単純なことなんだけれども、いくつできるようになった、そういう目標設定に向けて取り組むというスタンスだそうです。

そこでわが町で、ビヨンド2020のマイベストプログラムの認証をもらい、告知しながら小中学校の新体力テストの取り組みみたいなものを町として考えてはどうかというふうな形でお伺いします。お答えください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピックに関連した総理官邸主導で始まった取り組みであることは承知しておりますが、本町ではこれを取り入れた特別な取り組み予定等は現在のところございません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

身延町の大きな教育、そして食育、こういった面に関して非常に県内でもトップクラスの取り組みをしていると自負しています。ほかの市町村を牽引する意味を含めて、こういった取り組みをしてはどうだろうか。その教育・食育だけでなく体力等の取り組みも身延町のアピールをできる良いチャンスだと思うので、ぜひ検討して見ていただきたいなと思います。

続いて、健康増進施設について質問させていただきます。

下部温泉会館のあり方委員会の皆さまのご苦労の上で検討され、建て替えに向けて事業をスタートしたと承知しております。運営に向けた調査事業ということで1,276万円の予算があります。その予算に対しての具体的に進んでいることがありましたら、お答えください。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

平成30年度において既存町営温泉施設、下部温泉会館の老朽化に伴い、施設のあり方などを含め、下部温泉会館のあり方検討委員会の委員10名を選任し委嘱をいたしました。検討委員会では先進地の視察を行い協議・検討された結果を提言書として町に提出がございました。この提言書を基本として、現在の下部温泉会館の代替施設として温泉を使用し健康増進と保養を目的とした温泉施設と幅広い年齢層の方々の健康の保持や体力向上を目的としたスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設を計画しております。

建設場所につきましては、下部温泉駅北側の旧富士ミネラルウォーター下部工場跡地を富士急行株式会社と交渉を進めた結果、用地取得することで同意をいただいております。

施設の建設に当たっては、民間事業者が持つ事業ノウハウや資金を活用し収益性を高め、町の財政縮減を図りつつ、公共サービスの提供を目的としてPFI事業の導入を考え計画を進めているところであります。

民間資金等活用資金調査費1,276万円について、具体的な内容を説明させていただきます。1,276万円のうち935万円につきましては、内閣府からの国庫補助金であります。今年度の事業といたしましては基本計画を策定し、PFI事業として導入が可能か否かの判断を事業に精通するコンサルタント企業から公募型プロポーザル方式により、企画書の提出を求め、受け付けを5月14日から21日までの期間で実施したところであります。

応募期間中に3社より企画書の提出があり、3社からの企画書を関係課の検討委員会により

企業からの内容説明を受けて審査を行い、妥当と判断したコンサルタント企業が決定をいたしました。

今後はPFI事業導入可能性調査業務委託契約を締結し、実施することとなります。業務期間は6月の下旬から年明けの1月下旬の7カ月間を予定しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

庁内関係課の検討委員会によって妥当と判断したコンサルタント企業ということで、PFI事業導入可能性調査業務委託というのを契約するということですが、ここでいくつかお伺いします。

まず、この事業のターゲットとして、町はどのようにターゲットを考えていますか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

既存の町営温泉施設の老朽化に伴う代替施設ということであります。本町の観光資源である下部温泉を活用した温泉機能とスポーツジム機能を備えることは必須として基本計画の策定段階であります。

現在のところでは、幅広い年齢層の利用を目指して町民の福祉と健康の増進につながるような温泉施設を計画しております。また、スポーツジム機能についてはさまざまな情報を収集し調査・研究を進める中で健康の保持と体力の向上を目的とし、観光客の誘致にもつながるようなスポーツジムの設備を考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

町では昨年度、現状の下部温泉会館のあり方について、町民を含めた検討委員会を設置し、現在地以外の場所で建て替えになると。そこでその新たな建設に当たり施設の目的、規模、内容について町民の代表の方を含めた形で、建設するための検討委員会設置など何か具体的に町民の意見を聞いて反映させていくのか、その方法についてお答えください。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

下部温泉会館のあり方検討委員会の提言書を基本方針として進めていくこととなりますが、今後事業を進めていく中で、各種団体の意見や要望を聴取する場合は考えられますが、現在のところでは、改めて建設検討委員会を設置することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

ターゲット、そしてそういう意見を取り入れるということで、具体的ではないということなのですが、私的に考えたアドバイス、意見、そういうふうなものを多く取り入れるために私の考えをちょっと話させていただきます。

身延町は先日、町長からもありましたが、山梨県市町村野球大会で見事優勝した、そんな素晴らしい選手たち、チームがここにありますが、そういった選手たちが今度、今回の施設に関してどんな施設なら俺たちも利用したい、そんなふうに思っていたのかなというふうには、また来年も優勝したいがためにこういう施設があったら体力維持ができるんだらうけど、そういった意見をぜひ聞いていただきたいなということも思っています。

また、中高一貫で県立身延高校は今年の男子陸上部が県大会で総合優勝しました。そんな数少ない身延高校の人数でも優勝するという事は、いかに身延高校の指導者のところに選手が集まってくるかということです。

そんな中で、ちょっと監督さんとお話をさせていただいたときに、そういうふうな生徒たち、中学生、高校生が使えるような施設とはなんだろう、そういったところを考えてみてはどうかということで、監督さんからもアイデアがあるというふうな形で話をされていました。

承知のとおり寮があり11人の県外の高校生がいます。また、その身延高校を慕って県内外から陸上部の指導を受けに訪れている中学生もいます。そんな中で、そんな優秀な指導者のもとに中学の段階から移住をして、来たいという生徒も中にはいると聞いています。しかし、その整備がないということもあって、今、遠いところから身延線を通ってきている。でもやはりこうやって陸上の総合優勝をはかるくらいの成績を収めるということになれば、おそらく生徒たちが身延高校、身延中学校を目指してくるというふうなスタンスも取れるのではないだろうか。ではそういうふうな監督さんたち、あるいはママさんバレーや各種、子どもたちのスポーツクラブもありますよ。そういうふうな生徒たちが使えるスポーツジムというのは、どんなジムなんだろうと考えます。いずれはその人たちが身延町にずっといて、そのジムを使ってもらえるようなジム、あるいは温泉施設、そういったものを考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

また、生徒たちだけではなく農家、会社員、サービス業、そういった人の意見、アイデアを聞くことも必要ではないだろうかと思います。先日、開業したキーテックをはじめ大手工場がかなり身延町にもあります。その従業員のための福利厚生施設として社員に利用チケットの購入なんかを会社側と交渉し、提案できるような施設にすることも必要ではないだろうかと思います。

そしてなんと言っても200人以上いる身延町の職員の皆さんが、どんな意見を持っているんだらうということは、非常に興味深いところです。20代の意見、30代の意見、子どもを持つ40代の意見、そして50代の意見、そういった年代別にこの温泉施設のあり方というものについて深く意見交換をし、その案件に自分たちが取り組む姿勢を見せることによって自分たちが利用する、今現在、この200人いる職員の皆さん、何人が温泉施設を利用して一日の疲れを癒したりしているのか、そういった職員は少ないと思います。それだけにみんなが参加してそういった意見を取り入れる、参加するということを私は非常に強く思います。

先日、インバウンド対策の講演があり参加してきました。2020年には4千万人を超える観光客を日本は有するそうですが、その日本の印象、またはその目的、そのアンケートで1位が身延町が押している桜だそうです。その次が富士山だそうです。そして3位が温泉旅館だそうです。そして新幹線、そのもろもろいくんですけども、非常に良いランクに、物語がつけられる場所に身延町はあるのではないのかなというふうに思います。

その講演の中で、特に外国人のお話の中で共鳴できたというのが、外国人というのは非常に物語が好きで、お客さんが足を運ぶには物語を大事にしてほしいという講演でした。それは外国人だけではなく、日本人にも同じことが言えると思います。

そこで、この新温泉会館、名前はちょっと違うかもしれませんが、これを取り巻くさまざまなストーリーを私なりに考えますと、やはり先ほども出ました下部温泉、もう一度掘り返して石原裕次郎の来町や骨折・ケガ治療、あるいは僕がいくつか話を聞くと昔はよくトゲが、温泉に入ると抜けなかったトゲが抜けてきたみたいな物語があるそうです。

そういったものをもう一度掘り起し、温泉と、そしてこの間、トランプ大統領が宮中晩餐会に行きましたけれども、晩餐会以前、晩餐会で富士ミネラルウォーターのビンがバツと並んでいるのを僕は見たことがあります。そういったところに使われる、吉田茂が旅行先に必ずミネラルウォーターを持って行った、そんな物語がある水、これが身延町には整っている。

温泉、水、そしてもう1つ必要なパワースポット、空気ですね。この空気というのは、これは自然の里だと私は思います。気の宿る場所という形でPRをし、3千年も前から脈々と受け継がれている縄文時代からの空気感や景色や星空、このような土器がある宿泊施設、そういったところは日本にどこにもない。ここに大きな物語があり縄文文化のファンは何十万人、何百万人という聞いています。そういった人たちの取り込みも考えてはいかがかないと思います。

また、自然の里のあの険しい道のり、道路、これもパワースポットとしての重要な価値を生む、道路が財産になるのではないかというふうに思います。

この物語をすべてうまく可能にしていくもの、起爆剤というか核になるものというのが2点あると思います。それは提案したいと思いますが、いろんなアイデアの中にたぶん入っているとは思いますが、でも、あえて言いますが、炭酸泉です。下部温泉の良質な効能にプラス炭酸泉、医学的にも証明されていて病院をはじめ医療機関だけでなく、フィットネスクラブや介護施設までが利用している。そういった炭酸泉で、本県で有名なのが韮崎の旭温泉ですが、高濃度炭酸泉は県内では見当たりません。

静岡県で、私の友人たちは今、炭酸泉ブームに入りつつあり、中部横断自動車道の開通を機に下部温泉郷が滞在型施設になり得るのではないかと考えます。宿泊は下部温泉街、もしくはみのお自然の里、また昼間の利用として温泉会館や炭酸泉という、トレーニングという利用の仕方を考えています。これは長野県の田沢温泉は、昼間は公共施設である炭酸泉のある公共浴場に皆さん通ってきます。そして宿泊は炭酸泉のない、近くの旅館を利用する。こういったケースもあるので、一考ではないのかなと思います。

最後に提案したい2つ目が、トレーニングマシンであります。そのトレーニングマシンというのは、今言ったように高齢者から、皆さんが使えるようなトレーニングマシンというのは、ほぼ僕はないと思っています。山梨県内に相当優秀なスポーツ施設はありますが、そこに勝ち得るスポーツ施設を持っていくというのは非常に難しいと思います。

一番有名な、その中で取り入れてほしい、こういうものがあつたらという提案をしたいと思

います。それは初動負荷トレーニングマシンと言います。一番有名なのが皆さん、承知の人もいるかもしれませんが、大リーグのイチロー選手が大リーグまで持ち込んで、そして球場に設置し、遠征があればトラックに自分の施設を積み込み遠征に向かっています。そういった初動負荷という理論のもとで出来たトレーニングマシンなんですけど、それは商標登録を取られていますので、簡単には導入は難しいです。ところが山梨での導入事例として、韮崎にある介護老人保健施設にその設置があります。ただ一般の人が利用できる施設はどこにもありません。このマシンの特徴は、コンディション調整マシンですので、可動域を広げ健康の改善・向上のためのもので、筋肉隆々の体をつくる人のマシンではないです。高血圧や生活習慣病、メタボリックシンドローム、認知症、そういった予防に使います。

ところが、その機器の良いところはトップアスリートのケガの予防と、またケガをした選手の改善に効果が非常にあります。疲労回復という面でも利用しているプロの人たちも多いです。

県内であるスポーツジムの使用の、どこにでもあるようなパワーウエイト主導のジムはいくら有名な選手が、あるいは有名な先生が最新型の機器を導入しても周りとの格差が感じられない器具になってしまいます。そういった面でリピーターが徐々に少なくなり、ロコミで広がり期待があまりできません。やはり山梨にはここにしかない、身延町にしかないという体験を身延町でしてほしい、そのようなスポーツジム、そういったものが必要ではないかと思っています。

先ほどターゲットはというふうな形で、具体的には一般の方はもちろん女性の方、ジュニアの方、高齢者の方、機能改善を目指す方、そしてアスリートの方等、幅広く導入が可能です。もし導入になったらおそらくヴァンフォーレの選手たちがケガをする、山梨クィーンビーズや、そういうプロの選手たちの療養に大いに使用できるのではないだろうかと思っています。また各格闘技等、ありとあらゆるスポーツ選手の故障は、県内問わず訪れるのではないだろうかというふうに考えています。優秀なジムにおそらくなっていくんだろうと思います。

それとなぜなら、その初動負荷はいくつかあるんですが、山梨はないんですが、いくつかあります温泉効能付き、炭酸泉付きの初動負荷トレーニング施設というのは日本どこにもありません。多い人では1週間、もっと長い人は1カ月の滞在をしてここのジムに通うという鳥取県のある場所もあります。そんなジムを今後考えていったら、きっと身延町の活性につながるのではないだろうというふうに思ったのが私のアイデアの1つであり、提案のきっかけです。

ほかにもおそらくアイデアは皆さんにたくさんあると、僕は眠っているアイデアや意見がいっぱいあるというふうに思っています。そういった町民や議員や職員たちとしっかりと議論しながら、ぜひ進めてほしいというふうに思います。身延町の個性を生かした町にふさわしい町民の皆さんをはじめ町内外から愛され、町政負担が低い施設ができるかどうか、ぜひ検討することが重要だと私は考えています。コンサルタントももちろん大事かもしれませんが、ぜひ町民の声を聞いていただき、検討していただきたいなというふうに思います。

すみません、長くなりました。

続いて、あけぼの大豆について伺います。

前回は質問でお聞きしました味噌作りなんですけれども、町の活性化事業の1つの味噌作り完成に伴うイベント等の活動、そういったものは何か考えていますか、お答えいただきたいと思っています。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

平成30年度に国庫補助事業の中山間地域所得向上支援事業により、あけぼの大豆拠点施設に味噌加工室を整備しました。平成30年度については250キログラムの大豆を使用し、約1トンの味噌を仕込みました。今年度中に製品として販売を予定しておりますが、製造量を考えますと店頭での販売を中心とし、各種イベントの出店の際に味噌汁の材料に使用するなどPRを考えております。

今後、大豆の収量増加に伴い、味噌の製造量を増やすことができれば販売を目的としたイベントの開催も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

あけぼの大豆の収穫祭、年間というか、その時期なんですけれども、約3千人ほどのお客さまが来町していただけるということを伺っています。その時期だけで、そのお客さまをリピーターとして、例えば3月、4月の時期に新たなお祭りやイベント、収穫祭のイベント、秋の収穫祭がありますが、3月、4月の時期の収穫はないんだろうけれども、そんなお祭りを、イベントを考え、無料なお味噌汁と言っていましたけども、ほうとうですね、そういったものを提供中、ゲーム形式で何か、いくつかのゲームの中でそこで上位の人には秋の収穫祭の何かプレゼントがあるみたいな、そういったものには人は非常に弱いんです。そういったものにはお客さんが集まってきます。そういうふうなものを考えたらどうなんだろうと思っています。

味噌の量が少なくても損して得を取るではないけれども、無料イベント、こういったものを告知し、集客を上げていくということが非常に大事なかなと思います。

そのイベントでは地元周辺のもちろん特産品の売り込みをやる中で、大豆ファンのリポーターというのをいかに増やすかということが大切ではないだろうか。いつも来ている、収穫祭に毎回来ている僕の友人もそういったものがあれば、ぜひまた参加したいというふうな意見も聞いてはいます。

また、そこで味をみていただき、身延の味噌に中富のうどんを使って、本当に地元の特産品として、地産地消としてPRするというのが今後、大事になってくるんじゃないのかなというふうに思います。ぜひリポーターを生かすという、3千人が4千人になり5千人になる、リピーターを増やすということをぜひ検討していただきたいなと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず先ほどの同僚議員と重複するところもございますけれども、その間をかいくぐって質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず質問1です。人口減少社会の到来から見る行政サービスと自治体経営について、お伺いします。

人口が継続して減少する人口減少社会の元年と言われた平成20年ごろから日本の人口は減少局面に突入し、地方の中小の自治体では人口減少に対して危機感を抱き、さまざまな対策に取り組み始めたところがございます。

他方、大都市圏の多くの自治体では地方からの転入超過が続いていたこともありまして、人口減少に対する認識はそれほど高くはなかったようでございます。そんなふうに思います。

しかし、現在では人口減少社会という言葉が日本の社会全体に定着し、一般的にも用いられるようになっており、誰もがその言葉を疑う余地もないほどに日本は少子高齢化が進行し、人口は減少の一途を辿っています。人口減少は労働人口の減少と消費市場の縮小により経済活力を低下させて、少子高齢化による人口構造の変化は社会保障負担を増加させ、財政収支の悪化により経済にさらなるマイナスの影響を与えたところがございます。

この人口減少が加速的に進むと言われている中で、その対策は大都市圏の自治体も含めて、すべての自治体が持続性のある行政サービスや自治体経営を行う上で取り組まなければならない喫緊の課題となっております。

このような時代の流れの中で、平成26年9月3日で閣議決定により設置されたまち・ひと・しごと創生本部が作成したまち・ひと・しごと創生早期ビジョンでは、日本の人口は急速に減少し、将来的には経済規模の縮小や生活維持の低下を招き、国としての持続性すら危うくなると警告し、そして人口減少社会に対応した効率的・効果的な社会システムを再構築することが重要視されるようになってきております。

さて、今、人口減少社会により社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中、地方自治体が持続可能な行政サービスを維持するために、どのような対応が必要となるのかを先駆的な事例を用いて検証し、将来を生き抜く自治体経営を行うことのできる体制を確立するように迫られていると思います。

それでは質問に移ります。

質問1でございますけれども、歳入面について人口減少で地方交付税の減少が見込まれ、全体として歳入面において厳しさが増すことが懸念され、行政コスト削減だけでは限界があり、こ

のことについてどのように克服するのか、回答をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

同僚議員のご質問にもお答えしましたが、本町は平成16年9月合併以来、行財政改革に積極的に取り組み、人件費を含む行政コスト削減に鋭意取り組んでまいりました。特に財政面の取り組みの成果としましては、合併後15年間で町の借金である町債残高は約76億9千万円の削減をするとともに、町の貯金にあたる基金残高は31億7千万円の積み増しをすることができました。さらに決算時に毎年、公表しております決算に基づく身延町健全化判断比率および資金不足比率の財政指数につきましても極めて健全であり、身の丈に合った安定的な財政運営となっているところであります。

このような状況下ではありますが、本町を取り巻く社会経済環境はますます厳しさを増しております。最も大きな変化の1つとして、野島議員の指摘にもありますように人口減少問題が挙げられます。特に少子高齢化への対応は喫緊の課題であると考えております。

本町では第2次身延町総合計画の将来像である、やすらぎと活力ある開かれた町の実現に向けて計画に掲げられた諸事業を積極的に推進し、一定の成果を収めてまいりました。しかしながら、急速な少子高齢化をはじめとして社会構造が変化する中で、財政環境が厳しさを増していくものと想定されます。

このような中で、中長期にわたり財政の健全を維持しつつ町民の期待に応え、子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと暮らしていける施策を展開していくためには職員が丸となり、身延町行政改革大綱第5次に沿って施策全般にPDCAサイクルを実践し、調査・分析・行動する能力を高め、効果的・効率的な町政運営により諸課題を克服していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

先ほど将来生き抜く自治体経営ということも言われていたんですけども、まず選ばれる自治体・地域となることを目指して住民は自分の選考を満足させてくれる自治体、あるいは地域に居住することを望み、自分の選考を満たしてくれない場合はその自治体・地域から離れていくというようなことも考えられます。

このような行動を起こすことで、住民は自らの意思表示を明確にしていくと。この考えは足による投票とも言われています。どの自治体・地域においても一定の水準を満たした社会が形成されつつあるわが国において、これから人口が減少していく社会の中で本当の意味で個々の質を追求した時代に入っていきのかもしれない。この足による投票が現実化すると、住民の選考を満足させる自治体・地域は住民が増加し、その増加した住民としてという市場や労働力を求めて企業等も進出してくるのではないかと思います。その結果、その自治体・地域は豊かになり繁栄していくと。

他方、住民の選考を満たさない自治体・地域は住民が減少し、市場としての価値の減退によ

り企業等は移転していってしまう。その結果、その自治体、あるいは地域は衰退していくことになります。

今後、持続可能な自治体経営を確立するためには、政策力に基づく独自施策の展開によって人や企業に選ばれる自治体・地域を実現し、それが自治体の財政力、自治体力の維持向上と新たな投資と魅力ある施策の展開につながるような、循環サイクルを形成することが必要であると考えます。

単独では困難となる場合は、やはりこれは近隣の自治体と協力して地域全体で魅力あふれるまちづくりを実現していかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

それでは次に質問2に移ります。

まず財務省、関東財務局、甲府財務事務所による対象年度・平成28年度分、本町の財務状況把握の結果概要、診断書、ヒアリングを踏まえた総合評価を見ますと平成16年9月、3町合併以降、新町建設に沿った地方債の発行、償還額の範囲に抑えつつ小中学校統廃合、指定管理者、PFI等を進め人件費や物件費等の削減努力を行い、基金残高を計画策定時から18億円余増加される等、健全な財政運営を行ってきた等の期日がありました。これは努力のほどがうかがえる内容であります。

その中であって、行政財政改革による義務的経費の削減等に鋭意努めておりますが、財政の今後の考え方の方針をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

例えば義務的経費は、町税収入イコール100%以内、いわゆる固定費の占める割合を少なくすると、そしてその指標として政策効果がどれだけ表れるか。本当に困っている人を助けるためにはどのようにすべきか、個別の要求にただただ、そのまま応えているだけだと税金がいくらあっても足りません。さらなる努力が必要と考えますが、そのために私たちも生の声に耳を傾けると同時に、先入観を抱かれるものをどれだけしっかりと町民に説明し、対話していくかが大切であると考えます。

それでは質問に移ります。

質問2、厳しい財政環境の中、本町財政硬直化を是正するために、住民福祉の向上を図らなければならない責務の下、財政の健全化性を維持しつつ取るべき方策を中心とした行財政のあり方に関する町長の考えをお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

本町の財政状況につきましては、先ほど財政課長のほうから健全であるということの説明をさせていただきました。しかし今後を見据えますと、限られた人員と予算の中で行政の効率化をいかにして進めるかが行政運営の大きな課題と言えます。

これらの課題を克服するためには、職員自らが常に問題意識と解決に向けた知恵を出し、事業施策の評価や見直しを積極的に進め、廃止・縮小したことにより生じる財源を雇用の創出や人材の育成、移住定住の促進、結婚・出産・子育て環境の充実といった重要施策へ重点的に配分することにより、町の喫緊の課題である人口減少の改善に向けた取り組みを推進したいと考えております。

そのためには町民との対話から町政に対する要望を的確に把握し、適切に解決することで行

政と町民の信頼関係の強化に努め、総合計画の将来像である生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかったと思える町の実現を目指して、未来志向と柔軟な発想を持ち、繊細でありながら大胆な行動力を発揮して、効果的・効率的な役場運営に向け鋭意取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今、町長のお話もございましたけども、多様化する住民の要望に応えるための施策を実施するに当たっては、これに要する財源調達のため、住民の理解と協力が得られるような努力が必要ではないかなと、そんなふうにも思います。町長も今おっしゃったとおりでございますけども、そのへんのところも踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。

質問3でありますけども、「公共施設の危機を乗り越えるために」と題して、先ほど公共施設マネジメントの取り組みということでございますけども、これは人口増加が急激に進んだ昭和40年から50年代全般にかけ、多くの公共施設は集中的に建設をされてきております。施設は年々老朽化が進みます。そして近い将来にはこれら施設の改修や建て替えといった施設の更新が必要となるタイミングが一斉にやってくる可能性もございます。

身近な公共施設が将来は同じように使えなくなるのかもしれないかもしれません。建物が老朽化すると改修工事や建て替え工事が必要になります。これまでに経験したことのない規模の施設の更新が重なることにより、膨大な費用が必要となってくるのではないのでしょうか。

他方、社会情勢の変化や少子高齢化の進行に伴い、福祉関係の費用も今後、増加することから財源が不足し、維持することができなくなる施設も出てくることが考えられます。

まずは、公共施設を取り巻く現状と課題を整理して危機への解決策を検討しなければならないと考えます。

そして歳出については、平成20年の世界同時不況以降、市町村で収入は減少の傾向にございます。以後、経済状況や少子高齢化の進展などにさらなる減少が見込まれると言われておりました。

歳出は増加傾向で、特に扶助費は平成19年度から平成23年度までの5年間に全国的に約80件も増加しているようでございます。急激に増加する扶助費に対応するため、投資的経費を抑制せざるを得ないところでもございます。今後、40年間の維持更新にかかるコストは老朽化対策などで年平均61件、5億円必要とすることが見込まれるとしています。これは近年の建設事業にかかる経費の年平均37億円の約1.7倍に当たります。これは公益財団法人山梨総合研究所の記でございまして、題は「公共施設老朽化問題の取り組み」ということで、それを参考にしました。

それでは質問に移ります。

質問3、学校施設を除く、公共施設等管理における更新に係る費用の不足額の試算をお示しいただきたいと思ひます。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

ご質問の学校施設を除く公共施設等管理における更新にかかる費用の総額の試算は、平成28年度に策定した身延町公共施設等総合管理計画により公表しております。総合管理計画では、学校施設を除く建物施設について更新にかかる費用のうち資金不足額は2057年度までの40年間で240億円となり、このうち人口の減少に比例して75億円分の施設が削減可能であると見込まれ、実質的には165億円、1年間当たり4億円の資金が不足されるとされています。

この不足額の試算につきましては、あくまでも施設をすべて更新した場合に生じるものでありますので、今後は施設の統廃合の検討も進め資金不足の解消に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

公共施設の老朽化問題が注目され始めてから、もう幾久しく経っておりますけども、最近では財政面の理由から橋が老朽化しても架け替えすることができず、通行禁止となっているところもあるようでございます。そして水道管の破裂が発生したりと、更新の必要性が顕在化していると思われるところでもございます。

こうした中で、国では過去に検証された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える一方で地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあること。人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくこと。また、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性があることなどを鑑み、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減して平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することが必要だとしております。

地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情において総合的かつ計画的に管理する計画として、公共施設等総合管理計画の策定を地方公共団体に要していると聞いておりますけども、それでは質問に入ります。

次に質問4に移ります。地域経済の好循環の具体的内容について聞きます。

地方自治体では、まち・ひと・しごと創生に向けて限られた政策資源を有効に活用して地域の良好な経済循環をつくり出すための施策を打ち出していくことが期待されております。そこで地域における経済の循環構造や産業の特徴、強みを客観的に捉え、貴重な政策資源を投入すべき重点施策事項を見出すための1つの手法として、地域経済の分析を行う必要があると考えます。

さて地域好循環推進については、地方創生のためには地方に仕事をつくり、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む、地域経済の好循環を拡大することが必要でございます。

視点2として生きがい市場産業は持続的・安定的か。視点3、生きがい市場産業で生み出された付加価値は域内に落ちているのか。視点4、生きがい市場産業は所得を生み出しているのか。視点5、再投資は域内で行われているのか。

以上の5点により地域の経済循環に関する問題を明らかにすることができ、地域経済の好循環を目指す視点となります。

それでは、ここで質問いたしますけれども、質問4、地域経済の好循環の具体的内容についてお聞きます。ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

野島議員の質問であります本町における地域経済の好循環を促進する取り組みについて、お答えをいたします。

ご存じのように本町では平成27年度に策定した、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方創生は人が中心であり、長期的には地方で人をつくり、人が仕事・町をつくるという好循環を生み出すとしております。

具体的な取り組みとしましては基本目標1、地域に根差した雇用の創出に掲げてある企業支援および新規事業所の誘致を推進する。農業振興による新たな地域産業を起し、雇用を創出する。観光資源の魅力アップと環境整備により観光産業を拡大する。地場産業の活性化とPRの強化を推進するという、4つのテーマに沿ったさまざまなアクションプランを展開しているところであります。

特にあけぼの大豆による六次産業化やしだれ桜の里づくりは、代表的な事業であると言えます。望月町長は常に「現在の人口構成では人口減少を止めることは難しいが町民に活力を与え、元気なまちづくりができる」をモットーとして町政を牽引しております。そのためにも雇用の創出への町の関わりは、大変重要な施策だと考えております。

そのような中で、今年5月に操業を開始したキーテックには、町内からも多くの方が雇用され、雇用の推進には町が大きく関わっております。また、町でも新たな雇用創出の場として、あけぼの大豆拠点施設やみのぶ自然の里を整備し、雇用を創出させたところでございます。

この一連の取り組みを契機としまして、町は町内企業と密接な関わりを持ち、町内での雇用創出に向けて積極的に取り組む体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

地域経済の好循環をここで挙げますと、まず1つ目、製造業の会社が地域外に製品を販売し売り上げを得ると。そして会社が従業員に給料を支払う。そして3つ目として、地元住民が地元スーパーで買い物をする。そしてスーパーが従業員に給料を支払う。これを繰り返して域内需要が拡大すると思います。

そして地域経済の持続的成長を図る5つの視点としては、まず視点1、生きがい市場産業として、生きがいを獲得する産業は何なのか、これを調べる必要がございます。視点2として、生きがい市場産業は持続的・安定的か、こういうものの調査をしなければなりません。視点3つ目、域外市場産業で生み出された付加価値は域内に落ちているのか。視点4として、生きがい市場産業は所得を生み出しているのか。視点5として、再投資は域内で行われているのか。

以上の5点により、地域の経済循環に関する課題を明らかにすることができるのではないかと思います。地域経済の好循環を生み出す視点となるのでございます。このように考えます。

それでは次に移ります。

質問5、町長の施政方針、新たな時代に力強い足跡を残し続けられるよう、強い決意を持って取り組んでまいりますとありました。そして子育て世代や高齢者の皆さまにやさしい、町民すべての皆さまが住みやすい身延町を目指してまいるとの施政方針を聞いて、町長が描く町の将来像、町民への思い、本町の将来を見越した内容になっていて感心して聞いておりました。

そこで本町が目指すまちづくりの将来像、安心して暮らせる持続的な環境づくりは行政に課せられた最大の責務ではないかと考えますが、同時に町民も社会参画への認識を深め行動する時代となってきたと思います。そして特に深刻な少子化の要因考察と具体的な施策を講じて、転換への道を開くべきであると思いますが、これはいかがでございましょうか。

それでは質問に移ります。質問6の5、人口減少対策・移住定住の具体的内容、取り組みについて聞きます。ご回答をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

はじめに人口減少対策について、お答えいたします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少と少子高齢化対策として5つの基本目標を掲げ、取り組みを進めてまいりました。これは人口減少問題の解決に向け、雇用と人材育成、結婚、子育て、教育環境を総合的に改善させることにより、減少に歯止めをかけるとしております。

総合戦略では、子育て世代が安心して暮らせることを目標とし、特に子育て支援や教育環境の向上に向けて重点的に取り組んでまいりました。子育て支援のこれまでの具体的な取り組みとしては産婦健康診査への助成、不妊治療費の補助、入園支度金、第2子以降の保育料の無料化、給食費の全額補助など子育て世代の負担軽減を図ってまいりました。

教育環境の向上に向けては、学習支援教室の開催、きめ細やかな学習環境づくりとして町単独での教職員の配置、小学校5年生以上と全中学生にはタブレット型パソコンを1人1台配備してICT教育の推進を図ってまいりました。

総合戦略最終年度の今年度は、修学旅行費の全額補助等支援の拡充や新規制度として小中学生を対象とした英語検定料の助成、0歳から18歳までを対象とした入院時食事療養費の助成を行うことにより、さらなる支援の拡大を実施してまいります。

移住定住の取り組みにつきましては、平成28年度から移住コーディネーターを配置し、首都圏で行われる移住相談会への参加や空き家・土地バンクの利用登録の推進、空き家見学会、移住体験ツアーを実施し、身延町のきめ細やかな受入環境のPRに努めてまいりました。

宅地分譲につきましては、丸滝地内に整備した分譲地、全22区画のうち分譲済みが11区画、商談中が2区画、平成30年度から5区画の分譲を開始した常葉日向分譲地につきましては、1区画が現在建築中となっております。

また、昨年9月からは子育て世代の祝金を増高するなど、今後も移住定住の促進に向けて効果的なPRや制度の拡充を図ってまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それでは次の質問に移ります。

質問6に移ります。町長が描く本町の将来像についてということでございます。

まず安心して暮らせる持続的な環境づくりは、行政に課せられた最大の責務でございますけれども、同時に町民も社会参画への認識を含め行動する時代となってきております。特に深刻な少子化の要因考察と具体的な施策を講じて転換への道筋を開くべきだと考えます。そして本町の将来の姿を子どもから高齢者まで見て感じてもらい、同じ姿をイメージして将来に向かうことのできる、例えば模型や道路地図のような展示で、目に見えるような形で見せる化すべきと考えていますけれども、どうでしょうか。

近年、都市・地方に関係なく少子高齢化社会を迎え、人口は減少の一途を辿っています。この人口減少の実態を国の調査報告や当町のデータを交えながら人口減少対策等、そんなような中で行政運営のあり方を考えるとともに、少子高齢化の顕著な市町村が行っている近隣自治体との広域連携や仕組みや、そして行政と町民とをつなぐ地域コミュニティ活動を紹介して人口減少を防ぐ中で、地域のあり方を検討しなければなりません。

そして人口減少は、労働人口の減少と消費市場の縮小により経済活力を低下させると。特に少子高齢化の人口構造は、現役世代の社会保障負担を増加させ、消費税の落ち込みを通じて経済にさらなるマイナスの影響を与えることとなります。そして税収や組織力も低下して財政や金融市場をはじめ、あらゆる分野に悪影響を与えることが予想されております。すでにGDP成長率は鈍化しており、また消費税の増税や公的年金の給付水準低下が現実化されるなど、国民負担の増大が鮮明になってきております。

まず人口減少対策、これを考えなければならないではないかと思えます。人口減少が続けば、いずれ地方行政が行き詰まり行政サービスは低下します。将来にわたり安定的に行政サービスを提供できるよう、解決策の1つとして根本的な人口減少対策が必要ではないでしょうか。すなわち結婚、出産、育児支援や人口流失防止のための地域経済振興策、地場産業支援、企業誘致、こういうことであると思えます。

国の政策や景気に左右されるものであるが、人口減少の加速を食い止めるべき各自治体において対策強化に努める必要があるのではないのでしょうか。

そして解決策2、国土交通省は人口減少を前提として国土計画見直しの議論をスタートしております。地方においても人口減少を見据え人口減少時代を乗り越えるべき、より持続的な行政の実現に向け、動き出さなければなりません。

それでは質問に移ります。

質問6であります。新たな時代を迎え、町長が描く本町の将来像をお示しく下さい。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

平成29年度に策定した第2次身延町総合計画では、基本理念として身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせてやすらぎと活力にあふれた開かれたまちづくりを進める。町の将来像として、やすらぎと活力ある開かれた町、生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかったと思えるまちづくりを目指すとしております。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では人口減少対策として5つの基本目標を設定し、総合計画に掲げた町の将来像の実現に向けて、具体的な施策の実行をアクションプランにお示しして、各種施策を着実に実施してまいりました。

しかしながら、本町の人口減少は続いているのが現状です。人口減少対策は一朝一夕に解決できるものではなく、雇用、子育て、産業振興、移住定住促進等、さまざまな要素を含む中、総合的な好循環を生み出すことにより、人口減少に歯止めがかかると考えます。

町の将来に向けては、町民の皆さまの利便性を高めるために公共施設の集約、再編も必要と思われる、必要性を判断しての効果的な投資や本町のさまざまな資源の有効かつ積極的な活用を図り、これまで蒔いた種が育ち花が咲き、確実に実を結ぶよう総合計画の基本理念であります生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかったと思えるまちづくりを鋭意目指してまいり所存であります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

町長のお考えを聞きました。

昨今、集積効果とか広域連携というものが注目されているのはご存じだと思いますけども、これらは行政サービスの効率性を向上させるものでありまして、各自治体の地域性において効果的に活用するべきだと考えます。

では集積効果というのは、どういうものなのかということをちょっと申し述べたいと思いますけども、産業を集中させることでランニングコストの削減と情報交流の促進が可能となり、生産力向上が可能となると。行政運営についても同様に考えられますけども、先進事例として長野県の南佐久郡の川上村のヘルシーパーク構想というのを見てまいりましたけども、町の1カ所に病院・介護施設、そして役場の保健福祉課などを集中させて、情報共有のための連絡会議を毎日行って、ヘルシーパーク全体で住民の健康状態を管理するもので保健、福祉、医療、介護面での一体化を図ることを目的とすると。そして住民の健康状態の向上に加え、医療費の抑制ということにも、成果にもつながっていると。そういうようなお考えでありました。

そして広域連携、市町村の枠を超えて近隣の自治体が協働して事業を行うもので事務の合理化、効率化が可能となると。提供範囲が広がって質の低下を抑えられ、行政サービスに当てはめることができると、こんなこともありました。

そして行政の持続性確保のためには、今言った1と2で示した向上策のほかには公共施設の統廃合にみる歳出削減策、財務マネジメント、行政構造改革といった取り組みも併せて検討して、これまでの行政運営を見直していく必要があると考えます。

終わりになりますけども、かつて15年、16年前ですか、私が身延工業団地にいました。その中で毎年1回、工業団地工業会と身延町役場の財政課と意見交換会を毎年しておりました。それは工業団地のほうの理由でここまでできていませんけども、そういうことで、企業のほうは今年何人受け入れをしたいということで、身延高校、峡南高校へ行って要請をしたり、会社の状況をお話ししたり、かつて身延工業団地の中には本社工場がありました。その際には、税金も潤ったんですね。今、それが本社工場ではございません、支店になりますので、土地のほうの関係の税収だけだと思いますけども、そういうこともありまして、そういうことをぜひ今

後進めていただいて、今の身延工業団地、中核工業団地と財政課がやっぱり1回ぐらいはお話を
して状況を伺ったほうがいいのではないかと、こんなふうに思いまして、当時はそういうこと
をよくやりまして、環境問題もありました。特に地域の方々に迷惑をかけないように、きれいな
水として流してやったり、そういうことも含めて下山の環境委員会とも接点がございました。
そういうことを含めて、今後やられたほうがいいかと、そんなふうに思います。

終わりになりますけども、人口減少に伴う行政運営の見直しや改革は全国の各自治体で行わ
れてきております。それぞれの自治体が同様な課題を抱えていることが多いために、1つの自
治体で行った取り組みが他の自治体でも有効な場合も十分考えられます。そのため、各自治体
でそれぞれ独自に問題解決に取り組むとともに効果的な事例、あるいは問題解決策から生じる
課題も含めて、情報交換を行うことがとても大事ではないかなと、そんなふうに思います。

人口減少局面においても、住民が安心して暮らせる社会を確保できるよう、これからもそれ
ぞれの努力の継続が必要とありますけども、ぜひこのへんのところも町長をはじめ職員各位、
ぜひよろしく考えて、われわれもできることは積極的にやっていきたいとします。よろしく
お願いをいたしまして、7番、野島の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（柿島良行君）

それでは再開いたします。

次は通告4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問をしたいとします。

1点目ですけれども、10連休が住民生活に及ぼした影響と対策についてということで質問
をします。

皇位継承と改元に伴う平成と令和にまたがる10連休では、官公庁や大企業だけが恩恵を受
け住民生活にさまざまな影響を及ぼしたのが現状です。実際政府は10連休を決めてから時給
や日給で働く人たちへの配慮を雇用主に要望しました。

加えて働き方改革もあり、かなり混乱をしたという話をお聞きしました。その中で私が気にな
った2点について、質問をしたいとします。

まず1点目は、デマンドタクシーなど住民の足の確保ということなんですけれども、連休に
入る前に10日間もデマンドタクシーがお休みになり、困るのでなんとかしてもらいたいとい
うことを住民から言われて、交通防災課と話をしました。

それで交通防災課ではどうしようもないということで、タクシーを使うしかないというようなお話をされたんですけども、本当に住民の足の確保というときに、今回、10日間というのはこれできつと最初で最後だと思んですけども、そうはいつでも10日間もお休みだった中で、やっぱり住民の足の確保ができないということは大きな問題ではなかったかなど。なんのためのデマンドなのかなということ、私もちょっと疑問に思ったんですね。だからやっぱり困っている人たちがかなりいたということで、このところをもうちょっとなんとか丁寧な、1カ月ぐらい前から車内にはそういう掲示をしていたらいいんですけども、掲示をするのではなくて、住民の足の確保のためになんかできなかったのかなということ、住民の方にはそういう答えだということ、申し訳ないというような話をしたんですけども、やっぱり困っている人たちもほかにもたくさんいるという中で、こういう場合にはタクシーを使うしかないのかなということ、ちょっとそのところ、今後のこともありますので、お聞きをしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が施行され、5月1日が休日となり、この日は国民の祝日扱いとなりまして、4月30日と5月2日も休日となりました。この法律の施行により、その前後の昭和の日、憲法記念日、みどりの日、子どもの日および振替休日も併せて10連休となりました。みのぶ乗合タクシーは身延町地域公共交通活性化協議会のほうで運営をいたしまして、町内の交通事業者3社に委託運行を行っております。

運行にあたる一般乗合旅客自動車運送業の許可につきましては、受託している運業者が国土交通省、関東運輸局に申請し、認可をされております。運行の計画は身延町地域公共交通活性化協議会で定めておりますみのぶ乗合タクシー運行事業実施規程で、運休日は日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までとなっており、この規定に基づき計画認可をされております。

毎年配っております利用案内にも運休日は日曜および土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日と記載して通知させていただいておりまして、今回の10連休につきましては、先ほど渡辺議員もおっしゃったとおり利用者へ再度周知をするということで、1カ月前から乗合タクシー内に運休になることを掲示し、周知させていただきました。

運休に関する問い合わせは連休に入る前に交通防災課と、あと予約センターのほうには連休ですねというような問い合わせが10件ほどありまして、連休中につきましても宿日直に3件、本庁2件、下部1件の問い合わせがありました。

乗合タクシーにつきましては、利用者の利便性の向上を目指して要望や意見のあった乗入れ希望エリアにつきましても随時見直し、変更を行っていただいております。先日、開催されました令和元年度第1回身延町地域公共交通会議および第1回身延町地域公共交通活性化協議会の折にも長期連休等の運行に対しまして、今後協議をしていただきたい旨をお願いしたいところであります。

今後も関係各機関との協議をしていきながら、なお利便性の向上に努めてまいりたいと、そ

のような形で思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

改善をしていただけないというようなことで、町だけではなくて、その活性協議会の中で決めたんだと思うので、町だけの判断ではどうしようもないというふうには思うんですけど、やっぱり目的が住民の足の確保ということで、利便性が担保されない限りはせっかく高いお金ですよね。それを出してもこんな10連休、全然、利用できなかったみたいなことになると本当に住民は困ってしまうというのが現状だと思うんですね。議員と住民との懇談会というのがありまして、それで車を運転できなくなったら、この町には住めないということを夫婦で話をしているとか、それから2月に行われたぬくもりの会との懇談会でもデマンドタクシーの使い勝手がよくないと。お年寄りが病院や買い物に行くことに困難をきたしている。町、議会ともに真剣に考えてもらいたいと。そういうような声も出されています。

さっきおっしゃったように乗り入れを増やしてくれたり、いろいろ努力してくれているというのは理解しているんですけど、ただ、そういう努力をしてくれているんだけど、なかなか住民の足にはなり得ないというところで、ちょっとデマンドタクシーの限界もあるのかなというのをちょっと私、思ったんですね。だからデマンドタクシーの中で運用をしてもらって、なるべく利用しやすくしてもらおうと同時に違うような交通手段、そういうことも役場の人たち、総力を挙げて考えていかないと本当に住民の皆さんが思っているように、この町には車を運転できなくなったら住めなくなってしまうような、せっかく高いお金を出していても、そういうような現実があるということで、それはやっぱりきちっと、住民が何をどういうふうに要望しているのかということもきちっと捉えながら考えていかなければいけないんじゃないかという。そういう点では今後、活性化協議会の中でも投げ入れてくれたということで、検討をしていただけないということでも期待をしますけども、でも私はデマンドタクシーの限界があるかなというふうに思っていますので、町営バスも今まで土曜日休みだったけども土曜日営業してくれているとか、それから福祉タクシーも、福祉の関係で障がい者の福祉タクシーも今、走っていると思うんですね。それから障がい者でなくてもよその市町村でやっているような、高齢者お出掛け支援タクシーとか、それから初乗りを補助するとかいろいろところで、そういうのは努力をしているのを聞いています。そういう意味ではデマンドだけに頼るのではなくて、そういう面からもいろんな創意工夫をしながら、住民の足の確保というのはしていくことが必要ではないかなというふうに思うんですけど、福祉タクシーの関係で、障がい者だけでなく高齢者のためのタクシー券とか割引券とか、そういうようなことも考えていかなければいけないと思うんですけど、福祉保健課長、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

当町のような高齢化率の高い町にとっては、高齢者の足の確保ということは難しい課題だと思っております。一方、財源の問題や既存のみのぶ乗合タクシー等の他の交通機関等との関係

もありますので、今後関係各課等との協議・調整の上、調査・研究を実施していく考えです。
以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。住民の足の確保というのは、本当にこういう当町のようないろんなところに分散している町では本当に難しい問題だと思うんですけど、でもやっぱりせつかくお金をかけるんだから、車を運転できなくなったら、この町には住めないなんて悲しいことを言われるような、そういう行政では私はいけないと思いますので、ぜひ皆さん努力を重ねていて、住民の皆さんの要望になるべく応えられるような策を展開していただきたいと思います。

それから10連休のことなんですけども、やっぱり時給や日給で働く保護者の方たちもいるということで、保育園とか学童保育なんかの子育て支援の手当、これが10日間の場合、どういふふうに対処されたのか、お聞きをします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

ゴールデンウィーク中の対応でございますが、町立保育所につきましては4月27日、土曜日につきましては、通常の土曜保育として開所をいたしました。また天皇陛下の退位ならびに即位に伴い、祝日等となりました4月30日、5月1日、2日の3日間につきましては、保育の希望調査を行ったところ、希望される保護者が数名おられましたので、静川保育所1園を開所いたしました受け入れを行ったところでございます。

次に学童保育につきましては、支援員に対しゴールデンウィーク中の開所について、保護者からの要望があるかどうか聞き取りを行いましたところ、開所するかどうかの問い合わせが全体で5件ほどありましたが、開所を求める声はなかったということでございました。また、開所時間が平日であれば小学校終了後の午後3時半からの開設ということになりますが、ゴールデンウィーク中は小学校がお休みとなりますので、午前8時から開設となります。したがって、勤務時間が通常よりも大幅に伸びることとなり、職員の確保が困難であることから開所は行いませんでした。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

保育所はやっていただいて、3日間、そんなに多くはなかったと思うんですけども、でもやっていただいて、きっとお母さん、お父さんたちは助かっていたのではないかなというふうに思うんですね。やっぱりこの子育てをする時期は、時給や日給で働く人たちが結構多いのではないかなというふうに思うんですね。保育所で保護者からのアンケートを取ったというふうの説明があったんですけど、学童保育でも私、職員の手当も大変かも分からないけれども、でもやっぱり子育て中で休めなくて困っていたという人も中にはいるのではないかなと思うんですね。だけれども、なかなかそれを言い出せないという人もいたと思います。全国的にそういうよう

な事例も聞いていますので、だからやっぱりもちろん職員の手当というのもすごく、いなければどうしようもないですけども、ただ全部臨時なんですよね、職員の方たち。ここもやっぱりもうちょっと子どもたちの安心・安全ということを考えると、もうちょっと保育所と同じような対応をしていただければよかったのかなというふうに思います。

その後、話を聞いて、具体的には聞いていないんですけども、なかにはそういう人もいたんじゃないかなということで、なかなか言い出せないような親御さんもいたということも全国的にも聞いていますので、ぜひこれは同じような対応を、今後、そんな10連休ということはないと思うんですけど、休みが重なるということもあると思うので、ぜひ保護者の意向をまず聞いていただいて、手当てができるものだったらしていただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

アンケート調査は行いませんでしたが、先ほど申し上げましたように支援員に聞き取りを行い、希望がないということは一応確認をさせていただきました。しかし、今後今回のゴールデンウィークのような大型連休があった場合には、やはりまず職員の確保、こちらができるかどうか重要となりますので、職員体制が整えられましたら保育の要望調査等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは2点目の質問に移りたいと思います。

保育園児の減少についてということで、保育所のこれからのあり方についてということで常葉保育所と久那土保育所で今年、入園する園児がいなくて入園式が行われなかったという事実があります。これは本当に地域の方たちもショックで、常葉と久那土保育所ということで、やっぱり統廃合の影響で若い人たちがだんだんいなくなってしまっていて、こういう子どもたちもいなくなってしまっていて、初めて入園式ができなかったなんてこと、私も長年、議員をやっていますが初めてのこと本当に悲しい思いをしました。

これから保護者の中では、こういうことがどんどん続くと保育所、本当に存続できるんだろうかというようなことで、不安に思っている保護者や祖父母の方たちもいらっしやると思うんですけども、保育のあり方検討委員会でも話をしていると思うんですけど、この件についてはなんか話し合いとかされているんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

昨年から身延町立保育所あり方検討委員会を開催いたしましたけど、現時点では具体的な計画

等はございません。また今後の方針につきましては、この身延町立保育所あり方検討委員会において現在の各保育園の実態等を説明し、委員の皆さまにご検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そこでも十分検討していただきたいと思うんですけど、子どもが少なくなったから閉園とかではなくて、やっぱりどういうあり方がいいのかということも、全国的に子どもたちの減少、子どもの数が少なくなるというのは、この町だけの問題ではなくて全国的な問題ですけれども、やっぱりその中できちっといろんな方たちの意見を聞く中で、検討をしていただきたいと思います。

私いろいろ考えたんですけども、地域の子どもたちは地域で育てることが基本だということで、先ほどどこかで出ていたと思うんですけども、それが本当に基本だと思うんですね。今、障がいを持っていて、なかなか地元の保育所に入れなくて、ちょっと遠くまで行っているような子どもたちもいるという話も伺いました。障がい児通所支援サービスということで、こういう制度があって、町外のいろんな施設に子どもたちが通っているというような状況があります。ただ、やっぱりさっき言ったように地域の子どもたちは地域で育てるのが基本だし、そこでずっと子どもたちは大きくなっていくわけなので、できたらやっぱり、もちろん職員の手当とかお金はかかると思うんですけど、地域で子育てできるように保育所に障がい児が通えるような、そんな手当をしていくことが、公的な保育所のやる仕事ではないかなというふうに思うんですね。そうすれば地域の中で保護者は子育てできるし、その子どもたちも将来は地域にいるわけですから、そういう意味では障がいを持っていてもそれは同じで、地域の中でのびのびと育ってほしいなというふうに思うので、いくつか提案というか、あるんですけども、やっぱり公的な保育所を存続していくためには、公的な保育所でなければできないようないろんなことがあって、もちろん私立の方たちも一生懸命頑張っていて、それなりにやってくれていると思うんですね。だけど障がいを持っていても、その地域で暮らせるようなことをするとか、それから給食とかおやつとか、アレルギーのことについてはどこでもやってくれていると思うんですけど、地産地消で手作りでということとそういうことをしていただいたり、それから小学校や中学校で今、発達障がいの子どもたちが多くなってそういう学級もある中で、学校はすごく手厚いと思うんですね。だけど保育所になると先生の数も少なかったり、本当に先生たちは大変な思いをして、今いる子どもたちもやっている状況の中で、やっぱりどの子どもも地域で育てられるようなこともしていく必要が私はあると思うんですけども、こんないろんな提案をしましたがけれども、やっぱり公的な保育所としてやるべきことというのは、私はいっぱいあるのではないかなと思うので、ぜひこれらも含めて検討をしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

まず障がいを持つお子さんの受け入れについてでございますが、今後、保育士の確保と、それから専門知識を有する職員の育成などさまざまな課題が生じますので、今後そちらにつきましては調査・研究をしてみたいと思います。

それから特色ある保育ということで、地産地消ですとか安全・安心な食材をとということでございますが、ご質問のような内容につきましては、すでに取り組んでおりますが、入園者のさらなる確保に向けた方法等、今後研究してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちが年々少なくなっていく中で、私立は私立で頑張っているとは思いますが、やっぱり公立でなければできないようなことを進んでやっていくしか生き残っていく道はないのかなと思いますので、今、前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ検討して良い成果が出ますようにぜひよろしく願いいたします。

3番目に移りたいと思います。

町内をオスプレイが低空飛行をしていたが、町としての対策はということで質問をします。

これまでも戦闘機の低空飛行が何回も行われていました。最近では県内各地でオスプレイの飛来が確認をされています。何人かの町民の方からオスプレイが低空飛行して危険だというような声もいただきました。6月1日の山日新聞にも5月31日に甲府市内、身延町内でオスプレイと見られる航空機を目撃したという情報が寄せられたと載っています。このオスプレイというのは本当に事故が多いということで、危険な戦闘機だというふうに思っています。このオスプレイ、町としてはこういう情報というのは確認をされていますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

5月16日、17日の日に輸送機を思われる航空機が飛行したのを確認いたしました。

また5月31日の夕方、町内上空をオスプレイと思われる航空機が飛行したのを私も確認いたしました。

5月17日の日に1名の町民の方から恐怖を感じる、音がうるさいとの電話がありましたので山梨県に伝えるとともに防衛省、南関東防衛局吉田防衛事務所にも連絡をいたしました。

5月31日の日には、オスプレイと思われる航空機の飛行情報を連絡いたしまして、これが新聞記事の一部だと思われまして、吉田防衛事務所におきましても、上部の機関、防衛局のほうへも伝達していただけるとの回答もいただいておりますし、県においても情報を共有していただけるとの回答のことでしたので、今後もこのような案件を確認した場合には関係機関とも密に連絡を取っていきたく、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。2018年7月27日、札幌市で開かれた全国知事会は、日米地位協定の抜本の見直しを求める提言を全会一致で採択をしました。抜本の見直しを全国知事会が決定し、安倍内閣に提出したのは初めてのことです。地位協定の抜本の見直しが強行採決された背景には、沖縄をはじめ全国各地で米軍基地の増強が強行され、米軍の傍若無人の軍事行動が拡大する中で、基地負担と基地被害に苦しむ住民と地方自治体の苦難が頂点に達していることがあります。

オスプレイの配備、訓練の強行と地位協定については2012年10月1日、米海兵隊輸送機MV22オスプレイが沖縄普天間基地に強行配備されました。2018年5月1日、今度は米特殊作戦機CVオスプレイが首都東京にある横田米軍基地に配備されました。このオスプレイの配備は、日米地位協定とその関連取り決めによる属国的実態を際立たせています。日米両政府は日米地位協定第3条や5条によって、オスプレイや米戦艦が日本国内を自由に飛び回り訓練を行うことができ、飛行機や湾岸を自由に使うことができると説明をしています。

オスプレイの日本への配備は、接受国通報といういっぺんの通報で配備が強行されました。接受国というのは、軍事同盟によって基地を受け入れている国という意味です。日米地位協定上の接受国通報とは、まさにアメリカの命令書なのです。いっぺんの紙切れで欠陥機の配備が押しつけられたのです。これまで町内を低空飛行したように、オスプレイは日本政府や自治体なんらの規制も受けずに全国各地を自由に飛び回り、日本の空で低空飛行訓練や空中給油訓練を強行するなど、傍若無人の軍事行動を繰り返しています。こうしたオスプレイの配備と低空飛行訓練は墜落事故の危険を全国に広げるものとなっています。この身延町にも、その危険が迫ってきたのです。

オスプレイと米軍機の配備や訓練の実態は、日米地位協定の下で日本の主権が奪われていることを際立たせています。この植民地のような実態をいつまでも放置しておくわけにはいきません。全国知事会が日米地位協定の抜本の見直しを求める提言を全会一致で採択する状況下です。町内をオスプレイが低空飛行し、町民から心配する声が寄せられています。町民の命と暮らしを守る自治体の長として対策はどう考えていますか、町長お願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほども議員がおっしゃったとおり、日米の地位協定というものがあって、かなりフリーな状況で米軍は飛行とかできる状況になっていると思います。今回は身延町だけを飛行したわけではなく、県下全域のようなイメージになりますから、身延町がどうのこうのというより、国等への要請は県レベルで行うとか、そういう形になるというように思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

全国の知事会でもこういう採択をしていますので、ぜひ本当に危険なオスプレイ、事故が起かない、全国的には佐賀県かなんかで民家に落ちたというような痛ましい事故がありましたけれども、そんなことがないように早急に対策を取っていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時50分とします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時50分

○議長（柿島良行君）

会議を再開します。

渡辺文子議員から早退の届け出がありましたので、ご報告いたします。

次は通告の5番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

通告に従って質問をします。

平成27年度からのまち・ひと・しごと創生総合戦略も今年が最終年度となります。計画の進捗状況をお聞きいたします。先ほど伊藤達美議員で関連がありましたけれども、質問をさせていただきます。

平成27年12月のアクションプランによりますと施策事業の効果を検証し、必要に応じて戦略施策の見直しを行っていくと。外部有識者などで構成する総合戦略検証委員会を組織し行うとなっていますが、今までの検証委員会の開催状況と検証委員会の提言はどうなっているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

まず、検証委員会は前年度事業の検証を翌年度検証する流れになります。平成27年度に策定した身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証をするに当たっては、平成28年5月に身延町総合戦略検証委員会設置要綱を制定し、検証委員会を設置いたしました。平成27年度の事業から平成29年度までの事業の検証は4回、委員会を開催いたしました。各年度の事業を検証する中で、委員からの提言につきましては、平成28年度の検証委員会では前年度となる平成27年度は戦略策定年度のため、効果を検証する成果がないため総合戦略の先行的な取り組みに対する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の検証を行いました。委員ではいずれの事業も効果が見込める事業との評価でした。平成29年度の検証委員会では、総合戦略2年目となった平成28年度事業の検証を行いました。その中ではニューツーリズムなどの新たな観光の推進において、利用者が増加している本栖湖キャンプ場について、身延観光センターと活性化についての施策の検討を要すとの提言を受け、平成29年度にはアウトドアブームの盛り上がりを誘因とし、本町への来訪を促すため本栖湖でのアクティビティを重点

的にPRをいたしました。

また、平成30年度には地域おこし協力隊員を身延観光センターに配置し、本栖湖いこいの森キャンプ場の受け入れ態勢の強化を図りました。

また、町を元気にできる人材育成においては、高校生との意見交換会を行っているが、大学生との意見交換会を検討してはどうかとの提案がされました。この提案については、人材育成講習会、みのべーしょん288の取り組みの中で、大学生をも含めた若者の参画を期待しながら継続的に実施をしております。

平成30年度の検証委員会では身延町版CCRCの実施の検討において、検討に当たっては民間事業者を含めた検討を行うようにとの意見が出され、これにつきましては現在、担当課において対応をしているところです。

また、本町の充実した子育て支援制度のPRを強力に進められたいとの意見がございました。この件につきましては、制度の周知を広く行うために早速、町ホームページのトップページに身延町の子育て支援制度を掲載するとともに、保護者の皆さんへの案内はもとより関係する各種団体の皆さまにも幼児、小学生、中学生を対象とした本町の子育て支援制度を案内する冊子、「子育てしやすいまちへ」をお配りし、制度のPRに努めております。

平成30年度事業につきましては、本年度の委員会において検証していただきますが、本年度は総合戦略最終年度となりますので、次期戦略の策定とスケジュールを併せて開催したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今までの平成29年、平成30年度の大まかな流れについて説明を受けたというように感じていますけれども、総合戦略はPDCAサイクルということで、プラン・P・計画、DのDの実行、そしてCのチェックの検証、そしてAのアクション、改善によって、このPDCAをまわしていくという方法で行われていると思いますけれども、この中で先ほどもちょっとありましたけれども、KPI、重要業績評価指標というので成果目標を立てて実行されて、そして改善につなげていくという流れだと思うんですけれども、数値的なことも交えながら質問をしたいと思います。よろしくをお願いします。

まず地域に根ざした雇用の創出の件ですけれども、企業支援および新規事業者の誘致としてアクションプラン、KPI、成果目標は平成31年度までに5件となっておりますが、現在の成果をお伺いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

新規事業所の誘致につきましては、議員もご存じのとおりキーテック山梨工場が1件ございます。本年5月10日に竣工式が行われ操業を始めました。県産材を活用し、従業員約40名のうち身延町内から11人、雇用をいただきました。今回のキーテックにつきましては、身延町産業立地事業費助成金交付要綱の助成金の対象となりますので、県とタイアップして支援して

いきたいと思っております。

次に企業支援につきましてです。

町では企業者を支援するため、身延町創業支援等事業費補助金交付要綱を整備いたしました。この創業支援事業の対象となる方は、商工会や金融機関が行う企業支援セミナーを受講することが必須となっております。現在、対象となる受講修了者が9人。うち補助対象となる証明書を町から発行した方は3人です。その3人の中で町に相談に来られている方が2名いらっしゃいます。本年度も企業支援セミナーを山梨中央銀行が7月ごろ、身延町商工会が秋ごろ開催する予定になっておりますので、町としても支援していくとともに個別の相談にも対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

この支援の、キーテックが支援対象になるので支援をするということですが、その支援金額というのはいくらになるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

まだ申請書が提出されていないと聞いております。支援につきましては、常時雇用労働者人数によって変わってまいります。計算方法としましては、投下固定資産額に100分の2、空き工場取得費用については100分の1を乗じた額となっております。いずれにしましても申請書がまだ提出されておられませんので、金額につきましては、今、申し上げることはできません。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。成果目標の中で、平成31年度までに5件ということですが、現在は1件ということですので、少しでも件数を上げるべく努力をしていただきたいと思います。

次に農業振興による新たな地域産業と雇用の創出の項では、あけぼの大豆の生産量が、これは平成31年度27トン、平成26年度に24トンとなっておりますが、現在の生産状況はいつになっていますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

平成30年度に町内における出荷量は枝豆、大豆、合わせて約21トンとなっております。この出荷量については、町大豆出荷等奨励金の交付数量ならびに収穫体験者数、産地フェアの実績をもとにしております。生産量の算定については、生産者による自家消費、直接販売を勘案いたしますと、平成30年度の目標値26トンを満たしていると考えられます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

あけぼの大豆、実際生産量が間に合わないというような話も聞きます。今後もあけぼの大豆の生産の拡大を目指していくと思うんですけども、平成31年度過ぎて、これからあけぼの大豆生産量というよりも、ある程度、販売金額でつかんでいくということが、事業としてはやっぱり必要なことではないかなというふうに思いますので、その点を、第2期の計画の中ではそういう数値目標をしっかりと付けていただきたいということと、作付面積も拡大を図っていると思うんですけども、これからももっと増やすという目標なんではないでしょうか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

作付面積につきましても現在、平成30年度あけぼの大豆の作付面積は約28ヘクタールとなっており、集計を開始してから平成28年度を比較しまして約7.6ヘクタール増加しております。これらは水田からの作付を求めておりますが、あけぼの大豆の栽培により再生が図られていると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次に新規就農者への最長3年間、農業経営に対して補助金を交付する、目標値を平成31年度までに3件とありますが、現在の状況は何件でしょうか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

農業の担い手不足は農業振興にとって大きな課題の1つとなっております。新規就農者を支援する制度としては、国庫補助による農業次世代人材投資事業交付金制度がありますが、本町においては前身の制度である青年就農給付金交付事業を活用した実績があります。

現在は、対象要件が45歳未満から50歳未満に引き上げられており、今後さらに年齢要件等が緩和されることも検討されております。町内において新たに新規就農者に対する支援制度を創設する場合においても、国の制度と同様に認定農業者を対象にすることになり、現在ニーズがないことと併せて、有効な手立てとなるかどうかの検証が必要であるため、現行の制度を利用することを推奨しております。

現在のところ利用者がおりませんが、制度の対象外で定年退職後に農業を始める方も数多くおります。いずれにいたしましても担い手不足の解消に向けた取り組みとして農業支援と併せて有効的な施策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、計画を進めるにあたって、結局改善ということをしていくということなんですけども、有効的な手段と今、課長は答えましたけども、例えばどういうことを今、する予定でいますか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

有効的施策というものについては、現在、国のほうでも年齢が45歳から50歳に引き上げられておることを踏まえまして、今後も年齢的な制度が改善されることを効果的な政策として展開をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では次にいきます。

西嶋和紙の生産量は基準値、平成26年度8,276反。目標年度、平成31年ですよね、目標が1万反になっていますけども、この実績についてはいかがですか。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

西嶋和紙生産量をKPIの目標値といたしまして、今年度には1万反を目標として取り組んでおります。これまでの実績でございますが、平成28年度が9,038反。平成29年度が7,749反です。また平成30年度の見込み値は7,553反になります。平成29年度には技術者の都合によりまして、裁断業務が一時停止し、裁断依頼が他町に移ったことが減少要因の1つと考えられます。また平成30年1月からは、新規採用によりまして人員確保を行ってまいりましたが、技術の習熟や裁断依頼の再受注に努め目標値の1万反を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

なかなか事情があるということで分かりますけども、身延町の中で数少ない産業の中の1つということで、1万反を目指して、なお一層の努力をしてもらいたいと思います。

続きまして、観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大についてということで、下部温泉の魅力アップ、そしてオリジナル商品の開発や地域の食材を活用した料理を提案し、地産地消を進めるとあるが、今までの取り組みと成果について伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

現在、人気を博しているテレビアニメ「ゆるキャン△」はモデル地である本栖高校（旧下部中学校でございます）を訪れるファンの方が大勢いらっしゃいます。そのファンの方をターゲットとして、五条ヶ丘活性化推進協議会などが開催するイベントのときに下部温泉郷の入浴のための無料送迎バスの運行や入浴の割引を行っていただきました。

また、平成30年7月10日、土曜日から10月21日、日曜日まで開催し好評を博した生誕300年木喰展では、町と下部観光協会がタイアップし、木喰展チケットをご購入いただき、特別宿泊プラン、展覧会入場券付き、会場送迎、生誕地へのご案内を売り出しました。展覧会入場者は1万7,054人を数えましたが、下部観光協会の方々も一役かっていたのではないかと考えております。

次に地域の食材を活用した料理につきましては、下部温泉郷では昔から味噌作りが盛んに行われ、多くの旅館が手作り味噌を料理に使ったり、宿泊者向けに味噌作り体験を開催していましたが、新しい特産品にしようと下部温泉の天然鉱泉水とあけぼの大豆を使って仕込んだ下部温泉仕込み味噌の名前で1袋800グラム入りを税込1,080円で販売しております。このほか町では、あけぼの大豆の六次産業化で9品目の商品を開発し販売しております。

商品は町内の皆さんにも広く紹介しております。あけぼの大豆の生産量は年々増加しておりますが、さらに生産を増やすとともに新商品の開発も併せて積極的に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

また、かなり成果を出していると思われま。その新商品ですけれども、地産地消ということはずごく大切なことだと思うんですけれども、その地産だけでもなくても、やっぱり特色のあるものを開発していくという考え方も必要ではないかと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にEVスタンドの設置が3カ所という目標になっていますけれども、たしか2カ所は造ったと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。2カ所、町内に設置しました。1カ所は道の駅しもべ、もう1カ所は町営身延山仲町駐車場でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

目標が3カ所になっているんですけれども、最終年度でもう1カ所、設置するという計画になっているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

2カ所の設置につきましては、日本充電インフラ株式会社からの提案によるもので空白地、30キロを解消することを目的として設置されましたので、自治体の初期費用はなく設置ができました。

今後、設置するとなりますと事業者によって多少異なりますが、700万円程度の工事費がかかること、また先ほど申しました2カ所のEVスタンドの設置によりまして、現在、空白地帯は解消されていることから、設置につきましては、場所も含め検討が必要であると思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

世の中の流れで、これからも電気自動車はおそらく増えるでしょうし、観光の考え方からいっても、それが充実しているということは必要なことだと思いますので、この3基目、計画の達成に向けて頑張っていたきたいと思えます。

次にいきます。インターチェンジを活用したモデルとなる広域周遊ルートを作成し、観光客に向けてPRするとあるが、観光ルートは作成できているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

町では平成30年度ネクスコ中日本と連携し、ETC限定割引、これは普通車と軽自動車でございますが、限定割引と宿泊料金の割引プラン、山梨県内の高速道路が定額料金で乗り放題、身延山久遠寺下部温泉泊を売り出したところです。また、中部横断自動車道開通記念としまして、本年3月21日から10月31日まで「ゆるキャン△」スタンプラリー2019を行っております。このほか身延線沿線観光振興協議会や県の観光資源課と連携し、峡南地域を周遊する体験ツアーを実施したところでございます。このように県の協力もいただきながら、近隣町との連携も進めております。今後もさらに連携を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

観光につけても、やっぱり地域で協力して頑張るといふようなことがよく言われていますけれども、やはり身延町へ来たときの魅力として、やっぱりルート、1日のコース、2日のコースとか、3日のコースとかというものをいくつか作って、来た人がそれに乗って身延町を楽しんでいただけるというようなことを考える必要があるんじゃないかなと思っております。このルートについては、また選択肢が多いようにいろいろ作成していく必要があると思っておりますので、

よろしくお願いたします。

次に身延町の入込客数、基準値は平成26年度で161万3,646人。平成31年度の目標値で200万人を目指すという計画ですが、現在の状況をお聞きます。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

山梨県観光入込客数統計調査報告書によりますと平成29年度は157万1,835人で、平成26年度と比較しますと4万1,811人の減員となります。この年は夏に猛暑が続いたこと、また秋の行楽シーズンにおいては週末ごとに雨に見舞われたことが原因であると分析しております。平成30年度の入込客数につきましては、現在、県において集計中でございますので数字を申し上げることはできませんが、テレビアニメ「ゆるキャン△」や1万7千人を超える生誕300年木喰展の成功、さらにみのぶ自然の里のオープンで2,100人を超える宿泊者があったことなどから、平成30年度は平成29年度の入込客数を上回るのではないかと考えております。今後も引き続き、目標を達成できますように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

たしか今日の新聞でしたか、山梨県で入込客数はかなり増えているということで、身延町もその波に乗って増えていることを望むわけですけども、やはり行政として観光を支えていくというためには、やっぱり環境整備、そういう行政でしかできないことに力を入れる必要があると思うんですね。道路、駐車場、そして自然環境を整えていく。魅力のあるものにする。そういうものを率先して整備して行ってほしいと思います。特に身延山あたりは駐車場がない、道路も狭いというような状況もありますし、しだれ桜を今、盛んに植えて、しだれ桜の里というようなイメージアップを図っていますけども、そういうようなことに関連の中でもほかのことも手掛けて行ってほしいと思います。

では次にいきます。

町を元気にできる人材育成についてですけども、人材を育成する勉強会、若者大学の開催ということで、実施回数と効果というか、どう考えているか、お聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

生涯学習課では、町を元気にできる人材の育成の中でみのべーしょん288を平成28年度より開催してまいりました。身延町の資源や人材を新たな切り口で捉えることにより新しい価値を創造し、一段高いところを目指そうという思いからイノベーションと身延を掛け合わせた造語であり、身延山久遠寺の菩提梯の階段287段のさらに一段上を目指す意味合いから288を取り入れております。

みのべーしょん288では、町の多くの課題に対しましてソーシャルデザインの事例を学びながら、共感を引き出すものづくりのあり方やワークショップを通じての着眼点、解決法の創出など協議、調査、研究などを行うことにより将来の町を担う人材の育成に取り組んでおります。

これまで講師を招いての講義、講演や参加者がテーマを持ち寄るグループ討議、事業への参加協力など参加者主導によりまず自主企画活動を基本といたしまして平成28年度に10回、平成29年度に14回、平成30年度に9回開催し、延べ参加者人数は660名にのぼります。講義、講演などからの知識の習得、参加者同士のコミュニケーションや調査・研究、事業参加での経験値の積み重ねなど、着実に育成につながっているものと考えております。

みのべーしょん288で研鑽を積まれた受講者が、ゆくゆくは指導者として次世代の人材育成に関われるような循環型を目指しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。みのべーしょん288については、私も最初のころは何回か参加させていただきまして、これはすごく良い経験ができたなというふうに感じています。たしかにその効果も出ているように感じますが、こういったセミナーというか講演会というか、新しい情報を身延の中に持ってくるということは、やっぱり必要なことではないかなと。みのべーしょん288は今、講師が来ていないんでしょうかね、たしか。継続していろんな種類の情報を町民に伝える。今、インターネットなんかで当然、いろんな情報は取れるんですけども、直接にそういう話を聞く機会、顔を合わせて学ぶ機会というのは、なかなか身延に居たのではできない。東京へ行けばいろいろ数多くやっているんでしょうけども、それも難しいということで、町で率先してそういう講習会、講演会を計画してほしいと思います。

例えば山をこれから守っていかなければならないということで、間伐をする講習会もそうだし、農業についてもどういう農業をしたらいいかということもやっぱり講演会としての話も必要なことではないかなと思うんです。皆さん、長い間、自分で学んで自分で耕作をしているわけですけども、それを産業というか、儲けを得られるような状況にするには、やはりそういう先端の話聞く機会を設ける。それはやっぱり行政の最大の仕事ではないかと思いますので、そういうことも踏まえながら、これから取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。

特色ある持続可能な地域社会の形成ということで、公共交通機関の充実、ネットワークの再構築を行う計画となっておりますが、結果と現状の問題点をお聞きます。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

平成27年度に作成いたしました身延町公共交通ネットワーク計画に基づきまして、平成29年度から町営バスの身延鰍沢線の運行を行いました。乗合タクシーにおきましても、町内を大きく分けて身延・中富・下部の3つのエリアで運行しており、利用者の利便性を考慮し乗

り入れ箇所の追加運行等を行っております。

K P I の状況は、町営公共交通利用者数の目標値4万人を、平成30年度の実績値は4万3,806人となり達成をしております。今後もより町民の利便性の向上および効率的な運行をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

先ほど渡辺議員からも話がありましたけれども、これから本当、高齢者は現在、運転ができなくなるというような状況が近くなってきます。また、この地域では本当に車がなければ生活も困るというような状況の中で、行政の関係では通学バス、デマンド交通、そして今の乗合バスですとか、本当に交通に関してもいろんな形で運営しているんですけども、実際そういう中では、おそらく無駄もあるのかなと。より町民が便利に利用できるように、そのトータルな感じの交通網を考えていく時点になっているのではないかなと思っておりますけれども、これからも安心・安全はもちろんですけども、町民が便利のように交通体系を改善していく努力をしていってほしいと思います。

次に町の情報提供の充実、災害情報の提供でパソコンやスマートフォンで受信できる災害情報の自動発信システムの導入を目指すとありましたが、これについては、今の現状はどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

総合戦略作成時においては、エリアメールをドコモ、ソフトバンク、auの3大キャリアにそれぞれに配信情報を入力し、配信することとなっております。この情報を1回の入力で配信できるシステムの導入を計画しておりましたが、平成28年度に県において山梨県総合防災システムが導入されました。このシステムの導入により、県内全市町村でエリアメールや避難所情報等のさまざまな情報発信ができることとなり、町単独でのシステム構築導入は不要となりました。

昨年の台風接近時に伴う大雨時にもテレビ画面に表示されるLアラートや常葉川の増水に伴う避難勧告のエリアメールをこの情報システムにおいて発信をいたしました。今後もこのシステムを有効活用し、いち早く防災情報を提供してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。本当に災害情報というのは大切であると思っておりますので、よりよい情報提供をしてもらいたいと思います。

次にICT活用力の向上で、町民を対象にした利用講習会の開催とありますが、開催は何回実施されましたか。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

スマートフォン、タブレットの町民を対象といたしました初心者向け講習会を公民館などで開催することでホームページの閲覧方法などを取得し、ICT活用力の向上を図るため、平成30年度から講習会を開催しております。

平成30年度は下部、中富、身延の地区公民館3会場で町内通信業者との連携により講習会を3回開催いたしました。

高齢者を中心に初めて機器に触れられる方から機器をより一層使いこなしたい方など29名の参加がありました。まずは興味・関心を持ってもらうとともに情報取得手段としての利便性を周知しながらも詐欺などのリスクも潜在していることも併せて、今後の講習を検討していきたいと思っております。

なお、今年度も講習会を12回ほど計画しておりますので、ぜひご利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。これはもう慣れるよりほかないので、できるだけ回数を多くして講習会を受ける機会を多くすることが必要ではないかと思っておりますので、今年度12回ということ、できるだけ多くの参加者を集めるようにお願いしたいと思っております。

続きまして、悪質電話被害対策機器設置の推進が行われています。これは目標値が1,900世帯となっておりますが、現在の設置個数は何戸でしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

高齢者を狙った悪質電話による詐欺は、依然あとを絶ちません。山梨県におきましても警察での認知件数ではありますが、平成30年の被害件数が62件、被害額が1億2,860万円でした。本年1月1日から6月3日現在でアポ電件数が654件、被害件数が34件、被害額が約5,106万円となっております。このような被害を未然に防止するため、自動応答録音装置の購入費の補助を始めましたが設置者がなく、平成28年度中に補助要綱の一部を改正いたしまして、平成29年度から自動録音装置付き電話機も補助の対象といたしました。この結果、年度別設置者ですけれども平成29年度が2名、平成30年度が3名、本年度に入って1名ありますので合計6名の設置になっております。

住民には広報みのぶ、各戸チラシ、身延町の暮らし情報、区長会、中富学級などの際にお知らせをいたしまして、高齢者デイサービスに出向きまして、10回ほどの周知をさせていただいております。その時点での問い合わせはありますけれども、すでに非通知拒否の機能のある電話機が設置してあったり、町民の皆さまも個々に対応をしていただけたことや、内閣府の世

論調査の結果でもあるように、私は詐欺の被害にあわないと思っている方が8割いるとのことから、設置数が少ない状況であります。今後も設置の有効性を引き続き、町民の方々に周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

結局認識の、感じ方の問題が大きくて難しいとは思いますが、やはり設置すると効果があるということを聞いています。ぜひ一人でも多く付けてもらえるように努力をしてもらいたいと思います。

次に公共施設へのAEDの設置ということで、完了しているというようには聞いているんですけども、現在、何カ所に設置して何台なのかちょっと教えてください。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

安心して暮らせる環境づくりの一環として、AEDが配備されていない公共施設に追加配備を計画いたしました。総合戦略に基づき設置したのは町管理の分館、体育館、野球場、観光施設等で18施設、20基を追加設置し、これにより町管理の45施設に53基が設置済みであります。

AEDが配備されましても、いざというときに利用できないことがないように毎年実施しております普通救命講習を今後も実施し、町民協働の安心して暮らせる環境づくり施策として継続してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

公共施設には、大体そろっているということで安心なんですけども、人が集まったときにそれは威力を発揮するという事です。救急救命、私も何回か受けましたけども、やはり回数を受けないと実際になんかのときに使えないという不安がある。そういうことと、やっぱり人が集まったときに、AEDについて設置されているところでは、ここにあるんだよと。周知をすることも大切なことではないかなと。そしてできれば短時間でもいいから、その使い方をレクチャーするとかしながら、皆さんにAEDの有効性を伝えていくということが一応、大切ではないかなと思います。部落で集まるとか公民館とかで集まったときに、そのたびにここであって、こういうようにするんだよというような話はしていくことが、地道な努力ですけども、みんなの命を守ることに繋がっていくというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に防犯パトロールが現在行われていますけども、今、なかなか日本中でいろんな事件が起きていて大変心配な面があるんですけども、その防犯パトロール車の拡充配備ということが目標となっていますけども、現在、何台運行しているかということと、そしてもしものときにど

んな対応をするかというようなことが決まっているのかどうかもちよつと確認したいと思いますけど、お願いします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

青色防犯パトロールは、平成17年度から1台で運行しておりましたが、平成29年度に安心・安全に暮らせる環境づくりの推進を目的に1台増車し、今2台でパトロールを行っております。パトロールは平日の午後3時から5時まで役場本庁舎からと身延支所からと、それぞれ1台ずつ町内を巡回しております。

実施者は公益財団法人 山梨県シルバー人材センター連合会から派遣していただきまして青色防犯パトロール講習を受講し、山梨県警察本部長から実施者と認められた9名の方が2名体制で行っております。

住民の安全・安心のためパトロールしていることを広くアピールし、その存在を知らせることによる犯罪抑止を目的としております。パトロール実施時には不審者、事件、事故を目撃した場合や重点的にパトロールをしていただきたい事案が発生した場合には、配備している携帯電話で役場や警察と相互に連絡を取ることとなっております。今後も住民の安全・安心のため実施をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。実際、本当に事件が起きてからでは大変ですので、より充実した防犯パトロールをお願いしたいと思います。

続きまして、移住定住者への支援制度の創設ということで新築祝い、中古住宅購入祝金、引っ越し祝金がありますけども、実際、平成27年度から今まで何件でいくら贈られているのか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えいたします。

総合戦略の基本目標としました人の流れをつくり移住定住を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目的とした支援制度として、平成28年3月に身延町移住定住祝金支給要綱を制定いたしました。

ご質問の制度が施行された平成28年度から平成30年度までの3年間の各祝金の支給実績につきましては新築住宅祝金のうち転入者が町内へ住宅を新築した実績は5件で、平成30年度の支援拡充分の子ども加算を含めまして370万円となっております。

同じく転入者が町分譲地に新築した実績は1件で100万円でございます。町内在住者が町分譲地に新築したものが5件で250万円。転入者が空き家バンクを利用して住宅を購入した実績は7件で140万円となっております。

同じく転入者が空き家バンクを通じて、賃貸契約を結んだ場合の引っ越し祝金は5件で50万円であり、祝金支給の対象となった年度別の実績につきましては、平成28年度が7件で170万円。平成29年度が8件で310万円。平成30年度が8件で430万円の合わせて23件で支給額910万円となっております。

なお、転入者がこの制度を利用することによって42人の方が転入したことにより人口の増加につながる事ができたと思っております。

今後も転入の後押しとなる制度の拡充を検討するとともに効果的な周知を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今の結果を受けまして、ある程度、効果を出しているという感じがしまして、これからも転入者を増やすように、まだ分譲地が空いていますので、そういうところを、この制度をPRしながらその分譲地に新しく家が建つように努力をしてもらいたいと思います。

それでは、空き校舎等の活用は地域住民の意見を聞き検討するという事で、また住民ニーズの高い福祉施設として活用する方向性については専門家を交えて検討、そして身延町版CCRCの実施についての状況は、協議会の立ち上げをするということですが、その協議会の立ち上げもできているのでしょうか、現在の状況をお聞きしたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

それでは今現在の身延町版CCRCの取り組み状況について、お答えいたします。

地（知）の拠点COC+事業として、身延山大学と横浜市立大学が取り組んでいただきました身延町版CCRCに関する共同研究は、久那土中学校校舎を利活用した地域拠点づくりというテーマでまとめられ、昨年7月に提案していただきました。また、これに加えて高齢者宅を实地に訪問して行われた移住希望などについての聞き取り調査結果を反映したレポートも今年3月に提出されました。

内容としましては三保地区の山家、嶺、久保、大山集落の10世帯に対して身延町版CCRCのニーズを検証したヒアリング調査の結果からの研究が主なものになります。

その結果、この地区の住民は現時点では現在の生活に不便は感じておらず、移住の意向はないため、移住という考え方ではなく現在の暮らしを続けながらCCRC拠点に集うという考えもあるとしています。

この成果が提出された時点におきまして、身延山大学と横浜市立大学の両校に対しまして、この考えに沿うような形に対して、民間の活力が導入できるような可能性や事例があれば情報提供してほしいというお願いがしてあります。

今後の身延町版CCRCの方向性については、この研究成果を参考にするとともに身延町未利用公共施設活用検討委員会の検討内容を参考にするとともに、身延山大学や医療・介護機関などの有識者と連携して調査・研究を実施し、町の考えをまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

一応、計画に沿って行動しているということが確認できたと思いますけども、これからも実施に向けて順次改善、行動してもらいたいと思います。

それでは最後ですけども未就学児とか小中学生、保護者負担の軽減とか給食費の全額補助、保育園の無料化、入園時・小中学校入学時に必要となる支度金の補助と18歳までの医療無料化と、子育てに対する助成というものはかなり充実していると思います。

その中で、これらは子育てとともに少子化対策という面が大きいと思うんですけども、これらのものが少子化対策として有効になっていると思っていますか。それとももっとほかのことが必要と考えているのか、そのへんをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

それではお答えいたします。

子育て支援課では、子育て世代の方々の負担軽減のため、保育所等への入所時に準備しなければならない園服、体育着などの準備費用といたしまして、保育所等入園支度金の支給、それから第2子以降の保育料の原則無料化の実施、保育園における英語学習機会の充実のため外国人講師を派遣し、英語教室を週1回実施するとともに、4・5歳児に英語教材の配布などを行っております。

また高等学校の卒業年齢までにあるお子様に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成する子育て支援医療助成の実施、さらに本年度からは入院時食事療養費につきましても助成することといたしました。

これらの子育て世帯への助成事業等は、昨年度実施いたしました身延町子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査におきまして、本町の子育て支援制度に対する感謝の言葉や継続を望むご意見が多数ございました。したがって、これらの制度は今後も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

たしかに子育ての補助制度というのは本当に充実しているという状況ですけども、実際問題として、少子化になかなか歯止めがかからないというような状況でありまして、本当の少子化対策として、もっと違う目線から検討が必要ではないかなというように思いますので、その第2期のまち・ひと・しごとの計画については、そのこのところをしっかりと検討しながら新しい計画を作ってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後3時5分とします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（柿島良行君）

再開をいたします。

次は通告の6番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

本日は三沢～市之瀬間バイパスの早期実現という町民の思いに答えてほしいというテーマと米軍基地問題を国民的課題として考えてほしいという、沖縄からの呼びかけに一国民として応えるべきではないかという2つのテーマについて質問いたします。

はじめに本議会に1万195筆の賛成署名簿とともに三沢～市之瀬間バイパスを実現する会からの請願書が提出されていますが、この件に関して4点ほどお聞きいたします。

私はこの議場で過去3回、三沢～市之瀬トンネル実現について一般質問を行ってまいりました。現在4期目を迎えておりますが、4期目の選挙の街頭演説でも三沢～市之瀬間バイパス実現を強力に訴えてまいりました。

平成の時代が本年4月30日に終わり、令和の時代に移ったわけですが、まさにその平成のはじめの年、平成元年9月26日に西八代縦貫道整備促進期成同盟が当時の西八代郡の5町村によって結成されました。三沢～市之瀬バイパス構想については、新割石トンネルやJR身延線と交差する新万年橋の建設などと併せて、西八代縦貫道整備促進の一環として5町村が協力して進めてまいりました。

平成16年に身延町・中富町・下部町の3町が新身延町となり、平成17年には三珠町・六郷町・市川大門町の3町がそれぞれ合併して市川三郷町になってからは、それまで毎年開催されてきた期成同盟会の総会が市川三郷町と身延町の2町だけで運営されるということで続けられてまいりましたが、平成22年ごろを最後に総会も行われないうままに現在に至っております。

この西八代縦貫道整備促進期成同盟会の現状がどのようになっているのか、この点についてははじめにお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

平成元年9月、西八代郡下5カ町村により西八代郡を縦断する県道市川大門・下部・身延線、現在は県道市川三郷・身延線の道路整備をメインの目的に、西八代縦貫道整備促進期成同盟会が設立され、町合併後は市川三郷町との2町での構成となり、県および関係機関へ要望活動等を行ってまいりました。

合併後、平成16年から平成18年まで身延町が会長、平成19年からは市川三郷町が会長

となっております。なお、同盟会の規約により事務局は会長町に置くとなっております。

議員ご指摘のとおり、平成23年度から総会は実施されておりましたが、現在も市川三郷町長が会長、事務局は市川三郷町であります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今の件について、ちょっと追加の質問をしたいんですけども、平成28年、平成29年の期成同盟会の総会というのがなかったと思うんですが、これはどういう事情で中断されていたのか、その点について分かればお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

詳しい理由は定かではございませんが、平成23年度から総会は今まで実施されておられません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本日の新聞折り込みで身延町に配布されていると思いますけども、3月3日に三沢～市之瀬間バイパスを実現する会の設立総会が行われました。その翌日の4日に本町の望月町長にご報告申し上げ、4月9日には市川三郷町の久保町長をお訪ねし報告をいたしました。

久保町長も本町の町長、望月町長と同様に会の活動にご理解を示していただきまして、西八代縦貫道整備促進期成同盟会が本町と市川三郷町の2町だけで運営されていますが、平成22年ごろに会の活動が中断されている。現在、事務局は市川三郷町にあるということで教えていただきました。

西八代縦貫道は割石トンネルまでのバイパス建設も終わり、割石以南の整備はほぼ完了していると思います。当初、割石トンネルのこちら側は旧六郷町岩間地内を通らないで宮原地内に新たな県道を建設し、新宇野尾トンネルを通して三沢～市之瀬バイパスにつなげるという計画でしたが、地元の1人の地主の反対で、この宮原地内の県道の工事に支障が出て、道路建設がいったん中止されているということでしたが、現在ではその地主の了解も得られているということを知っております。

宮原地内には現在は六郷インターができて、だいぶ当時の道路状況とは変わっております。現在、西八代縦貫道の整備状況がどのようになっているのか、今後どのあたりに着手する予定なのか、分かる範囲で結構ですのでお答えください。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

西八代縦貫道整備促進期成同盟会が設立後、要望活動等により市川大門バイパス、新割合ト

ンネル、黒沢バイパス等が整備されました。未整備区間であります新割石トンネル～新宇野尾トンネル間バイパス、三沢市之瀬間バイパス、竹之島踏切改良、大河内橋の架け替えにつきましては、各種調査は行われたようですが、いまだ整備計画までは至っておりません。今後も引き続き検討していただけるよう、国・県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本町の予算書を調べましたが、平成28年度には西八代縦貫道整備促進期成同盟会に10万円、中部横断道建設促進協議会に15万円がそれぞれ計上されておりましたが、その後の当初予算には計上されていないと思います。この点について確認をすることと、久保町長は施設建設課長を呼んで期成同盟会の開催を身延町建設課と協力して進めるようにというご指示をいただきました。期成同盟会は、何回も知事や県選出の国会議員などにあらゆる機会を捉えて要望活動を行ってきました。先ほど建設課長の答弁の中に要望活動を実施している旨の発言がございましたけれども、住民の署名活動も大切ですが、西八代縦貫道整備促進期成同盟会のような行政による活動も大変重要であると考えております。この会を復活し継続していくことが可能なかどうか、お考えをお聞きます。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

まず1点目の同盟会への予算計上ということで、平成23年度から総会は実施されておりませんので、平成28年度までは予算には計上されておりましたが歳出はございませんでした。

なお、先ほども答弁したとおり西八代縦貫道整備促進期成同盟会は合併後、市川三郷町と本町との2町での構成となりました。平成16年度から平成18年度までは身延町長、平成19年度からは市川三郷町長が会長となっており、平成22年度までは総会を実施しましたが、その後は行われておりません。規約には会長は総会において選出するとなっており、現在も市川三郷町長が会長であり、事務局も市川三郷町です。今後、総会再開に向けて市川三郷町と引き続き協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この会の復活が非常に重要であるというふうに考えておりますので、この点についてはぜひ進展をするよう配慮していただきたいと思います。

その会の活動の結果ですね、平成11年3月の県議会では西八代郡選出の県議会議員が三沢～市之瀬トンネルについて一般質問を行って、県からは「下部町久那土から市之瀬までの間は標高差100メートルの峠を越える山岳道路であり、冬季には路面の凍結等があることからトンネルの開設を望む地域の声があることは承知している。今後とも路線全体の整備のバランスを見ながら検討していきたい」という答弁を得ております。

また平成14年9月の県議会では、「西八代縦貫道については、特に交通の隘路となっている

黒沢地区、岩間地区および三沢～市之瀬間は整備の必要性も高いことから現在、基本的な調査を行っており、早期に事業着手できるよう努力していきたい」という答弁を得ております。しかし、その後の進展はございませんでした。

平成27年9月議会に中富インターから300号線への新設道路をという請願がわずか12名の署名を添えて常葉の住民から出されております。合わせて13名ということですが、身延町内には中部横断自動車道のインターは現在、下部温泉早川インターと呼ばれている身延インターしか計画としてはありませんでした。依田町長のときに、ある議員から中富地区にもインターが必要ではないかという一般質問がなされましたが、その必要はないと一蹴されております。

その後、望月仁司前町長のときに同じ議員から同じ質問が出され、そのときは中富と身延山という2つのインターを造ることに変更され、全部で3つのインターが本町内にできるということになりました。

もともと計画のなかった中富インターから300号線の市之瀬と結ぶような道路は、下部地区にはまったく必要のないものと多くの住民が否定しております。このことを十分にご承知の上で三沢～市之瀬間バイパスの早期実現について、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

現在、下部地区の住民は「ゆるキャン△」で活躍してくれている五条ヶ丘活性化推進協議会の若い人たちの協力もいただいて、活発な署名活動を展開しております。町はこの会の活動をどのように評価しておられるのか、率直なご感想をお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

三沢～市之瀬間バイパス構想は甲府経済圏との時間の短縮、峡南地域の地域間交流、また緊急時の輸送道路を目的に計画されました。計画から約30年を経て峡南地域、身延町を取り巻く道路事情は劇的に変化しました。中部横断自動車道の建設、しかも身延町内は無料区間であり、当初計画になかった中富インターと身延山インターチェンジが設置されたことは地域の活性化、観光振興、災害時の避難等に大きく寄与すると考えております。

平成27年第3回定例会において、中富から国道300号の早期開通を実現する会から提出された中富インターから国道300号を結ぶ新設道路を求める請願書が採択されました。

一方、今年3月3日に三沢～市之瀬間バイパスを実現する会が設立され、今議会に三沢～市之瀬間バイパス実現に関する請願が提出されております。

いずれも地域住民の熱意を強く感じるとともに、実現に向けて大きく評価するものであります。町も中富インターチェンジ～国道300号間、三沢～市之瀬間につきましては、どちらかを優先するかではなく、双方今後の町の活性化には必要であると認識しております。今後も実現に向けて強力に国、県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

三沢～市之瀬間バイパス、それと中富インターから市之瀬、双方とも私の耳には要望が入っ

ていることは事実です。今、課長が言いましたとおり、どちらを優先するかというよりも、今までも身延町としては、県のほうに両方の道路について要望を挙げてあります。早期に計画化にしてほしいということで挙げております。

今回は、住民のパワーがここへ結集されてきておりますし、先ほども課長が申し上げましたとおり、西八代縦貫道の期成同盟会、これも再三、市川三郷町のほうにお願いをして、せっかくこれだけ盛り上がっておりますから、これを機会に再度、同盟会も動き出すようにということでお願いをしているところでございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

市川三郷町の議会にも請願を出す予定でおります。

先ほどちょっと申し上げました中富インターから300号線への新設道路という話は、一般の町民はほとんど知りません。議会に請願が出されて、それが一応、採択されたということで、公にはなっておりますけれども、一般の住民、町民はまったく理解しておりませんし、先ほど下部温泉早川インターができたことで、できれば下部温泉の経営者の皆さんもまっすぐ下部温泉早川インターに来て下部温泉に来てもらいたい、そういう思いでいるはずですよ。それが先ほどからの話にありますような中富インターと300号線を結ぶというふうな道ができますと、これが邪魔をするような形になると思います。私たち仲間の中では縦の道路が必要、つまり甲府方面に行く三沢～市之瀬間バイパスは必要だけれども、横の道路、中富インターから300号線という道路はいらないんじゃないかと。縦の道路と横の道路では縦の道路が大切だという、そういう思いで進めておりますので、その点もぜひご理解の上、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

こういう質問をするのは私みたいなへんてこりんな議員だけだと思いますけれども、沖縄県民の皆さんがいろんな考えを全国に発信してきておまして、沖縄に、今、辺野古の問題が非常に大きな問題としてのしかかっております。これを全国的な問題として、全国の皆さんに、全国民の皆さんに考えていただきたい、そういう思いをもって全国の地方議会に請願を出しております。

今年の2月1日には、沖縄弁護士会から辺野古新基地建設が沖縄県民に過剰な負担を強いており、沖縄県民の尊厳を踏みにじるものであり、その解決に向けた取り組みを日本国民全体に呼びかけ、政府に沖縄県民の民意を尊重することを求める決議をという文書が本町議長宛てに届けられました。

また3月25日には沖縄の「新しい提案」実行委員会が、5月15日には東京の全国青年司法書士協議会から同じような請願、陳情書が届けられております。議会では他町からの陳情については配布のみに留めるということで、議員には配布がされておりますけれども、この議題としては取り上げられておりません。

いずれにしても今まで沖縄の問題は沖縄でという、本土のわれわれは非常に、ちょっと冷たい態度をずっととってきたという、そういう思いがあります。沖縄は昭和47年、1972年5月15日に返還されるまで、第2次世界大戦終結から27年間も日本人として認められていなかったという歴史があります。安倍首相はことあるごとに沖縄の人たちに寄り添うという言

葉で沖縄への思いを語っておりますけれども、これも言葉だけで一度も沖縄に寄り添うような政策は示しておりません。

世界一危険な普天間飛行場の代替施設としてサンゴ礁とジュゴンで有名な美ら海という、沖縄の人たちが美ら海というふうと呼ぶ辺野古の海を埋め立てて、新たに飛行場を建設しようとしています。

ところがご存じのように辺野古の海は軟弱地盤でありまして、7万7千本もの杭打ちが必要であることが明らかになっております。これによりまして、この埋め立て工事期間は大幅に延長され、工事予算も当初予算の2,400億円を大きく上回り、2兆5千億円を超えるのではないかと推測されております。

普天間が世界一危険な基地だと言われているのは、この普天間基地が宜野湾市のほぼ中心部にあると。周辺には民家はもちろん学校や病院があります。普天間が危険だから辺野古に移設すると言うんですが、昨年の沖縄県知事選でも衆議院の補欠選挙でも移設反対派の候補が勝利しています。

移設問題の県民投票では、移設の反対派が72%という多数を占めるという結果が出ております。にもかかわらず県民に寄り添うという安倍政権は一切お構いなく、辺野古の海の埋め立て工事を進めております。

町長とすれば、普天間飛行場の移設問題についてうんぬんすることはできないとおっしゃるかも知れませんが、国民の一人としてこのまま進めるべきであるのか。それとも沖縄県民の意向を勘案して凍結すべきであるとお考えになるのか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

普天間の問題は沖縄県民にとっても、また日本国民にとっても大事なことだということは認識しております。ただし地方議会の一般質問は、その地方公共団体の一般事務について所見を求め、疑義を質すること、あるいは政策を提言することといわれております。米軍の基地問題につきましては国政レベル、国家規模の事案でありますので、国政の可否についてはこの場では答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほど同僚議員が質問いたしましたオスプレイの問題、オスプレイがこのへんを飛び歩いているという。これはもちろん日米地位協定、もっと言うと安保条約と、その裏で結ばれた日米地位協定に基づいて日本中、どこにでも米軍は基地を造れるし、なんの通知もなく、どこでも飛行訓練ができるという、そういう協定が結ばれております。ですからなんの通知もなく、どこでも飛行訓練ができるという、この協定を見直すしかやめさせる方法はない。それから日米安保条約も通告さえすれば、これも解除することはできるわけです。アメリカ軍が昭和20年3月に沖縄戦に臨みまして沖縄を攻撃し、沖縄では日米合わせて20万人もの人々の犠牲が数えられております。そういう沖縄に対するわれわれの謝罪の意味も込めて、今回こういうものが必要ではないか。町議会では町の問題だけではなく、こういう国民としてどう考えるべきかということも含めて考えたほうがいいんじゃないかという、そういう思いで今回この質

間を行っております。

もちろん通告を議長宛てに提出しております、先ほど町長がおっしゃるように町の問題ではないから駄目だよというふうに議長に言われれば、私もそれで諦めたわけですが、特に議長からはそういう指摘もございませんでしたし、修正すべきであるということもありませんでしたので、あえてここでこういう問題を取り上げて質問しているわけです。

安保条約の前に、ずっと日本は米軍に占領されておりました。沖縄は日本本土よりも長く占領が続いております、まだ占領が解除されてというか、沖縄が日本に返還されてから、まだ半世紀も経っていない。47年しか経っていない。そういう現実を考えても私たちはやっぱりもっと沖縄にそれこそ寄り添うべきではないか。安保条約締結によって、日本は米軍の支配下にあるという状況をつくってきたのは、われわれ国民なんです。ですからこんな田舎で、町の議会で言うことではないかも分かりませんが、ただ私とすれば国民の一人として、こういうことをもっと考えるべきという思いでやっておりますので、ぜひご理解をいただきたい。

安保条約と、それから日米地位協定、それから日本の最高裁が下した砂川判決というもので、日本はまさに独立国でも法治国家でもないという、そういう指摘があります。この点について、町長にお聞きするのも気の毒なような気がいたしますけれども、私も質問の中にそういうことを掲げてございますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほどの議員の説明の中にもありましたとおり、沖縄弁護士会、それと全国青年司法書士協議会からの文書は議会宛てに届いているものでありまして、それはできれば議会の中でどういう扱いをするかという、先ほど配布だけということで終わったようですが、議会の中で議論をしていただきたいと思います。

われわれ執行部に対して、やっぱり一般質問の中で私が答えるべきものではないと私は思っておりますので、先ほどと同じように答弁を控えさせていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

私、6月議会ではいつも、憲法問題で町長に質問させていただいております、それについての町長の答弁はごくごく一般的なのというか、そういうものにあまり関わりたくないみたいな、そういう形で答弁をいただいていたわけですが、ご存じのように山梨県にも北富士演習場というのがありまして、米軍の基地とまったく関係がないということはないんですね。この北富士演習場と静岡県東富士演習場は、ともに米軍が一時的に利用することが可能な施設ということで、日米地位協定の中で認められているわけです。いずれも昭和20年に米軍が接收して、以後は米軍からの申し出があればいつでも米軍の第三海兵隊の軍事演習に提供するというようになっております。

いずれの演習場内にも入会地があり、入会権に対する保障は日本政府が負担していると。日本政府の負担というのは、この入会権の保障だけではなく、いろんな米軍の基地の、米軍の施設のために支出されておまして、そのほかにもまだ思いやり予算というふうなことで、年間に約6千億円という税金が、この米軍に提供されているわけです。

そういう中で、私たちがまさに沖縄県民にすべての負担を負わせるのではなく、やはり私たちが国民の一人として、こういう税金もかかっているんだよということも考えながら、今後のこの沖縄問題、沖縄の基地問題、あるいは日本本土の基地問題について考えていく必要があるというふうに私は考えております。

こういう考えが受け入れられないというのは、今の、先ほどの質問でも町長のお考えはお聞きできないというふうに考えたほうがいいのかも分かりません。そういうことで、あえてお聞きしませんけれども、私はそういうふうに、山梨県の中にもそういう演習場があり、特に北富士演習場の場合は平成9年からほとんど毎年のように沖縄の第三海兵隊が沖縄の県道104号線越えということ想定しての実弾射撃訓練が行われていると。そういうことで、まさに沖縄とのつながりがずっとあるわけです。そういうことで、私たちはこのことをよく胸に受け止めていかなければいけないというふうに思います。

沖縄には日本にある米軍専用施設の74%、4分の3もの施設が集中しているわけです。そういうことも考えますと、私たちは国民の一人として沖縄にばかりそういう負担を強いるというのはいけないのではないかと、そういうふうに思います。そのへんをぜひご理解をいただきたいと思います。

先ほどオスプレイの話が出ましたが、オスプレイの問題だけではなく、秋田県の新屋演習場というところにイービス・アショアを配備するという問題についても、防衛省が調査報告書に誤りがあったということをお知らせしております。秋田県の下承が得られないという事態になっているわけですが、イービス・アショアというのはご存じのようにイービス艦のミサイル防衛システムを陸上に配備するというふうな、非常に危険なものであるということをお知らせは認識しておかなければいけないと思います。

私たちがこういう沖縄の問題、あるいは基地の問題を自分たちの問題として捉えていただきたい、そういう思いで本日この一般質問を行いましたけれども、町長にはお答えがいただけなかったんですが、そういうことでぜひとも私の思いを町民の皆さんと、それから町の行政の皆さん、それから一般質問をお聞きの傍聴者の皆さまにはご理解をいただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

令和元年

第2回身延町議会定例会

6月12日

令和元年第2回身延町議会定例会（3日目）

令和元年6月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 報告第3号 平成30年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第7 議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第47号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第48号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第49号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第56号 財産の取得について
- 日程第18 議案第57号 財産の取得について
- 日程第19 議案第58号 財産の取得について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
12番	川口福三	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 渡辺文子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 深沢泉

開会 午前10時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

渡辺文子議員から欠席の届出が提出されていますので報告をします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表としてお手元に配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑、委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第45号から議案第50号までおよび議案第53号から議案第58号までを各常任委員会に付託を予定しています。このうち議案第50号は連合審査を予定しています。このため、質疑は大綱のみに留めてください。

また報告第1号から報告第4号、議案第51号、52号および諮問第1号は委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

日程第4 報告第3号 平成30年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので、これで終結とします。

日程第5 報告第4号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第6 議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

日程第7 議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

日程第8 議案第47号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

日程第9 議案第48号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

日程第10 議案第49号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

日程第11 議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

日程第12 議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

日程第13 議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

日程第14 議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

日程第15 議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

日程第16 議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

日程第17 議案第56号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

日程第18 議案第57号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

日程第19 議案第58号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって諮問第1号の質疑は省略します。

お諮りします。

議案第45号から議案第50号および議案第53号から議案第58号は、お手元に配布した議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略表のとおり報告第1号から報告第4号、議案第51号、52号および諮問第1号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

これから引き続き現地調査、午後からは各常任委員会となっておりますのでよろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時16分

令和元年

第2回身延町議会定例会

6月14日

令和元年第2回身延町議会定例会（4日目）

令和元年6月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）
日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第6 議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第47号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第48号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第49号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第56号 財産の取得について
日程第17 議案第57号 財産の取得について
日程第18 議案第58号 財産の取得について
日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第20 請願第1号 三沢～市之瀬間バイパス実現に関する請願について
日程第21 請願第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 深沢泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は意見書案1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第45号、47号、48号、50号および議案第56号から58号、請願第1号および2号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、上田孝二君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

それでは、これから報告させていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第46号、49号および議案第53号から55号までについて委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、野島俊博君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について反対討論いたします。

森林環境譲与税の創設に伴い基金管理を明確にするため、身延町森林環境譲与税基金を制定するためのものですが、そもそもこの森林環境譲与税にはいろいろな問題点があります。すでに山梨県では平成24年4月1日から森林環境税が個人と法人に課税されていますので、二重課税になります。これまでの森林環境税にあった企業負担がなくなり、個人だけに負担が押しつけられています。森林吸収源対策や森林の公益的機能の恩恵を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を国民個人に押し付けるものです。

個人住民税の均等割は所得割が非課税となる人にも一律の額で課税される逆進性の高い税で、その均等割への一律の上乗せは低所得者の負担をさらに強めるものです。

また譲与基準の人口指標の割合が3割とされ、林業従事者数の2割よりも高くなっています。そのため人口の多い都市部に多額の譲与税が配分されます。国民個人に一律に負担を求める課税方式を正当化するために、真に森林整備が必要な自治体に重点的に配分できない仕組みとなっている点は問題です。

さらに課税と譲与の開始時期が大幅にずれることで、譲与税特別会計からの借り入れと償還が発生するため、600億円満額が譲与されるのは14年後、立法趣旨に掲げたパリ協定の枠組みにおける森林吸収源対策の基準年である2030年よりもあとの2033年度からとなっています。

森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備は重要な課題です。だからこそ国の一般会計における林業予算の拡大など、より安定的な方法で財源確保を行うべきです。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の制定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の基金条例につきましては、そのもとの森林環境譲与税のことがありますけど、これについては森林整備等に必要な財源確保のための税でありまして、身延町のような大幅な山林面積を持つ町にとっては、その恩恵というか、将来的にそれにかかわる税の基礎方法に関与すると思われまして賛成します。ましてこの基金条例につきましては、その資金管理を明確にするための条例制定でありますので賛成をします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について反対討論いたします。

今年10月の消費税10%への引き上げが実施され、これらを財源にしてさらなる軽減強化が行われるものです。軽減強化が行われることはよいことだと思いますが、財源を消費税の引き上げ分に充てることには賛成できません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

議案第46号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

今回のこの条例の一部改正については、社会保障のもととなる消費税のアップに基づいてということですが、条例そのものは保険料の軽減強化、ご承知のように身延町では第1段階から第9段階までの保険料が決定されていますけど、この条例改正はそのうちの世帯全員が住民税非課税の世帯の第1段階から第3段階までの世帯についての軽減を目的にということで、本当に弱者と言うか、そういう人たちのためを思っただけの条例改正だと思いますので賛成します。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

議案第46号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についての討論を行

います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

議案第47号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 身延町下部奥の湯温泉条例及び身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

議案第48号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

議案第49号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第50号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第1号）に反対討論いたします。

歳入2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、それに伴う歳出は議案第45号 身延町森林環境譲与税基金条例の具体化です。

歳入15款国庫支出金、2項2目の子ども・子育て支援事業費補助金、それに伴う歳出3款民生費の消費税増税を財源とした子育て支援の国の制度には賛成できません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

ほかに討論がないので、討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

議案第50号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 令和元年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第53号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、議案第46号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例の具体化ですので反対をいたします。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員(広島法明君)

先ほどの議案第46号と同じく、この議案第53号につきましても、そのことに対する対応策ということの、介護報酬改定に伴うシステム改修業務、また介護保険料軽減強化システム改修業務等、また主には4月の職員の人事異動によります人件費の増減ということですので、内容的に適正な予算計上と認めますので賛成します。

○議長(柿島良行君)

次に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第54号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

議案第54号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第55号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

議案第55号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第56号 財産の取得について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

議案第56号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第57号 財産の取得について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

議案第57号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第58号 財産の取得について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

議案第58号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任と意見を付すことに決定しました。

日程第20 請願第1号 三沢～市之瀬間バイパス実現に関する請願についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21 請願第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

請願第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願の不採択に対し反対討論いたします。

そもそも論ですが、消費税は消費にかかる税金です。消費は私たちが生まれてから亡くなるまで、営々と生きている限り続ける経済活動です。その経済活動は衣食住が基本ですが、国民一人ひとりにとって、その衣食住の状態が健康で文化的な最低限度の生活を営むに足りるものであるかどうかを日本国憲法は生存権として絶えず問い掛けています。人間が生まれてから死ぬまで続ける経済活動イコール消費に対して国家が大きく税金を掛けることは、国民の生存権を脅かす側面を持っています。消費税は商売で儲かったら払うというのとはまったく異質の税金です。生きていくという経済活動、生存に直結するところで税金を取るという点にほかのさまざまな税金との違いがあります。

消費税は平成元年、1989年に導入されて30年間の累計で372兆円ほど国庫に入りました。消費税を導入した翌年の90年に法人税の減税が始まりましたが、この間29年間に減税された法人税は約291兆円です。消費税の導入で国庫に巨額の新財源が出現したのにもかかわらず、そのほぼ8割は法人税の減税分に充てられたこととなります。法人税減税を実行するために消費税の導入と税率アップがあったと言えます。

このような消費税にはそもそも反対ですし、税率アップなどすべきではなく、この請願は採択すべきと考え、不採択には反対いたします。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

請願第2号 「消費税増税中止を求める意見書」について賛成の立場で討論いたします。

まず、この消費税は竹下政権のころ、3%からスタートしました。段階的に5%、8%と。この10%に決定をなされて、2回の据え置きを置いて今回10月から増税10%に切り替わ

るというような段階的な経過を踏んでおります。

世界の諸国を見ましてもスウェーデンをはじめノルウェー、それからデンマークとかが25%。フランス、イギリス、オーストラリアは20%。日本は消費税をスタートするのが遅かったわけですね。30年前。そこへ来て結局、今後少子高齢化の中で現役世代が減少に転ずるといような段階で、これからの社会保障制度の財源としては、当然この消費税財源が必要と考えられます。

よって、この消費税中止を求める意見書については、いわゆる不採択という形でもってされましたが、当然のことであると考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は、不採択とするものです。

委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日は意見書案1件が追加案件となっています。

この案件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

上田孝二君、登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは発議第1号。

令和元年6月14日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 上田孝二

賛成者

身延町議会議員 伊藤雄波

〃 川口福三

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

令和3年3月末に失効する「過疎地域自立促進特別措置法」を引き続き、総合的な過疎対策を充実強化させるため、新たな過疎対策法の制定を要望するものである。

これがこの議案を提出する理由です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

上田孝二君はその場でお待ちください。

これから発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第1号の質疑を終わります。

上田孝二君は自席にお戻りください。

これから発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、大変お疲れさまでした。

令和元年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は6月10日に開会され今日までの5日間、柿島議長のもと私どもの提案いたしました18件の提出案件に対しまして真摯にご審議をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました令和元年度補正予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいりますと同時に、町民の皆さまから一点の疑義も持たれることのない行政運営を行ってまいります。議員の皆さまには今後もなお一層のご指導・ご支援をいただけますようお願いを申し上げます。

7日に梅雨入りし、うっとうしい日が続いております。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で住民福祉向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識するとともに住民福祉の向上、町の活性化など町が抱える多くの課題に積極的に取り組み、安心・安全で元気のあるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和元年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時57分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上